

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場
新設事業に係る環境影響評価方法書

要約書

令和3年4月

株式会社 タカハシ

-目 次-

第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 対象事業の名称	2
2-2 対象事業の目的及び必要性	2
2-3 対象事業の実施内容	3
2-3-1 対象事業の種類	3
2-3-2 対象事業の実施場所	3
2-3-3 対象事業の施設規模、面積及び廃棄物の種類	3
2-3-4 廃棄物の処理工程(フロー)	6
2-3-5 施設の配置計画等	8
2-3-6 施設の処理能力等	11
2-3-7 運行計画	12
2-4 対象事業の計画策定の経緯	15
2-4-1 計画策定の経緯	15
2-4-2 建屋構造に係る検討	15
2-4-3 環境配慮の内容	19
2-5 工事計画の概要	23
2-5-1 対象事業の予定実施時期	23
2-5-2 工事用車両	24
2-6 環境保全対策の実施方針	26
2-6-1 存在・供用時	26
2-6-2 工事中	28
第3章 環境影響評価を実施する地域	30
第4章 環境影響評価の項目の選定	30
第5章 環境影響評価の項目の選定	35
5-1 環境影響要因の抽出	35
5-2 環境影響評価の項目の抽出	36
第6章 調査・予測及び評価の手法	39
6-1 現況調査	39
6-2 影響予測	44
6-3 評価	52
第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等	53

第 1 章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 株式会社タカハシ

代表者の氏名 : 高橋 義男

主たる事務所の所在地 : 東大阪市中石切町 6 丁目 2-2

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業

2-2 対象事業の目的及び必要性

我々の日常は便利で物質的に豊かな生活が享受できる一方、その生活様式が地球環境に大きな負担を与えている。こうした大量生産・大量消費社会において、限られた資源を有効に活かし、「持続可能な社会」に変えていく努力を続けていくことは、我々に課せられた義務である。

現在は「持続可能な社会」の実現を目指すために、持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)を達成することが国際社会において、共通の目標となっている。

その中で、目標 12 [持続可能な消費と生産] は持続可能な消費生産形態を確保することを目標にしており、循環型社会においては、3R (Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)) を行うことが重要になってくる。

日本では、家庭ごみの年間排出量は約 3000 万トンであり、その内の容積比で約 6 割は包装容器と言われている。この容器のごみを減らすことが SDGs を達成する上で必要になってくると私たちは考えている。

そこで注目されているのがガラスびんの再利用である。ガラスびんは、「資源の再利用」について非常に優れた容器であり、一升びんやビールびんは再使用 (Reuse) され市場に戻り、再使用されないびんも、再利用 (Recycle) され、再びガラスびんの原料となる。

加えて、設計・生産技術の進歩によって、ガラスびんが軽量化され、輸送に伴うエネルギー消費量の削減、CO₂ 排出量の低減にもなっている。製びん工場も以前は珪砂、石灰石、ソーダ灰等の天然原料主体の製びん工程だったが、近年の省エネの意識の高まりによって製造に必要なエネルギーが少なくてすむカレット(使用済みのガラスびんから異物を取り除き、砕いたもの)の使用率が上昇し、現在ではカレットが主原料となっている。

本事業は、一般廃棄物として収集された”ガラスびん”から、キャップやラベルなどのプラスチック、石や陶磁器、板ガラスや耐熱ガラスといった性質の違うものを取り除き、ガラスびん原料のカレットの製造を行うものであり、本事業の実施により、資源循環型社会に貢献し「持続可能な消費と生産」の実現を促すものである。

2-3 対象事業の実施内容

2-3-1 対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項」に規定するごみ処理施設の設置の事業

2-3-2 対象事業の実施場所

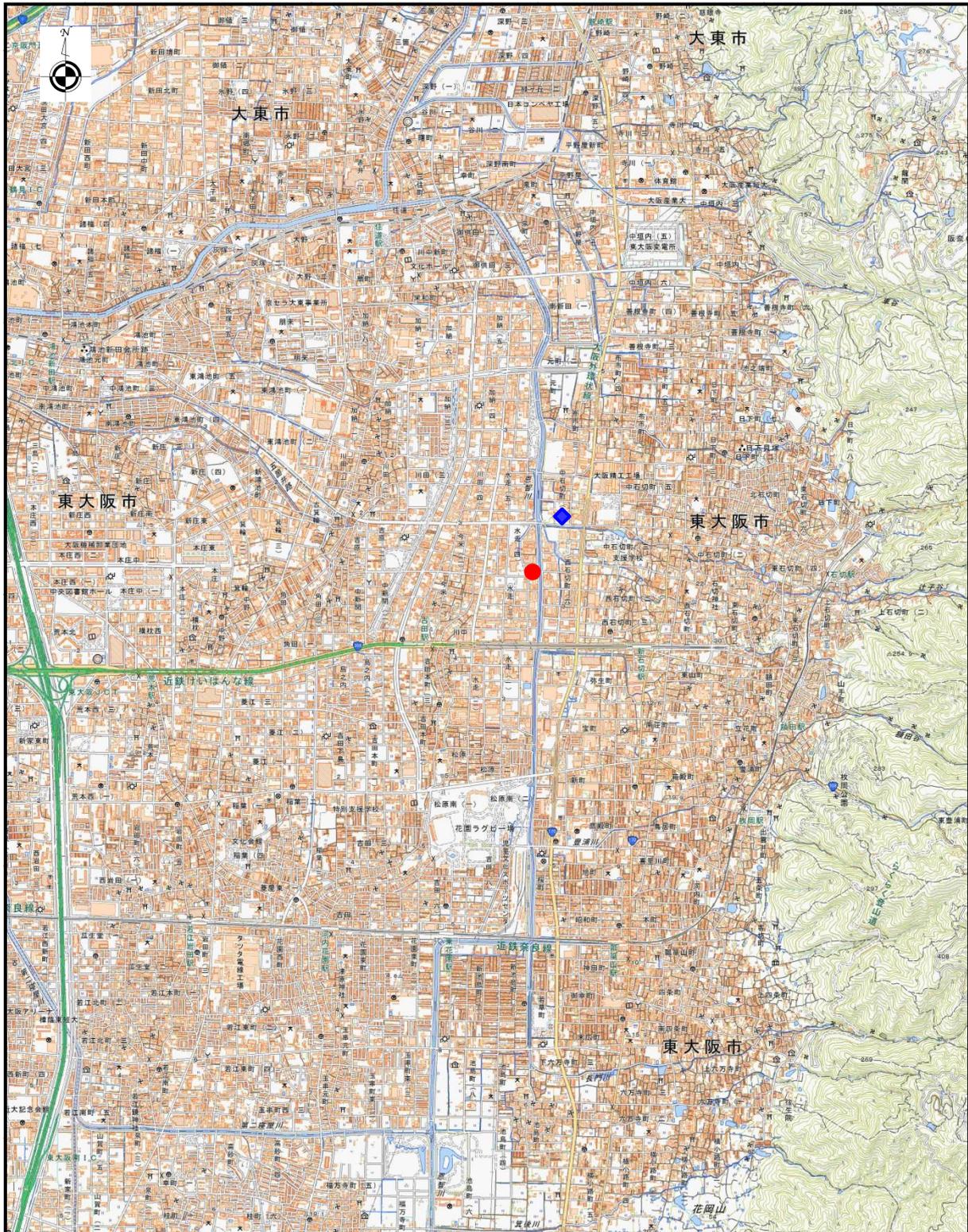
事業計画地は、東大阪市水走4丁目7-16であり、用途地域は工業地域である。(図2-1(1)～(2) 参照)

なお、最も近い一般の住居は、東大阪市西石切7丁目のマンションであり、事業計画地からは南南東方向へ250mの位置である。

2-3-3 対象事業の施設規模、面積及び廃棄物の種類

本事業の施設の種類、処理能力、建屋規模、敷地面積及び廃棄物の種類は下記のとおりである。

- ・施設の種類：ガラスくずの破砕・選別施設
- ・処理能力：25.0t/h×24時間=600t/日
- ・建屋規模：637.37m²(東西約46.4m×南北約13.6m×高さ約26.4m)
- ・敷地面積：1064.22m²(東西約69.9m×南北約14.9m)
- ・廃棄物の種類：ガラスくず(市町村等が回収した一般家庭のガラスびん)
- ・稼働時間：24時間/日
- ・休止日：なし
- ・季節的な変動の有無：無



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

●：事業計画地

◆：弊社石切工場(第1工場・第2工場)



図 2-1 (1) 事業計画地の位置(広域)

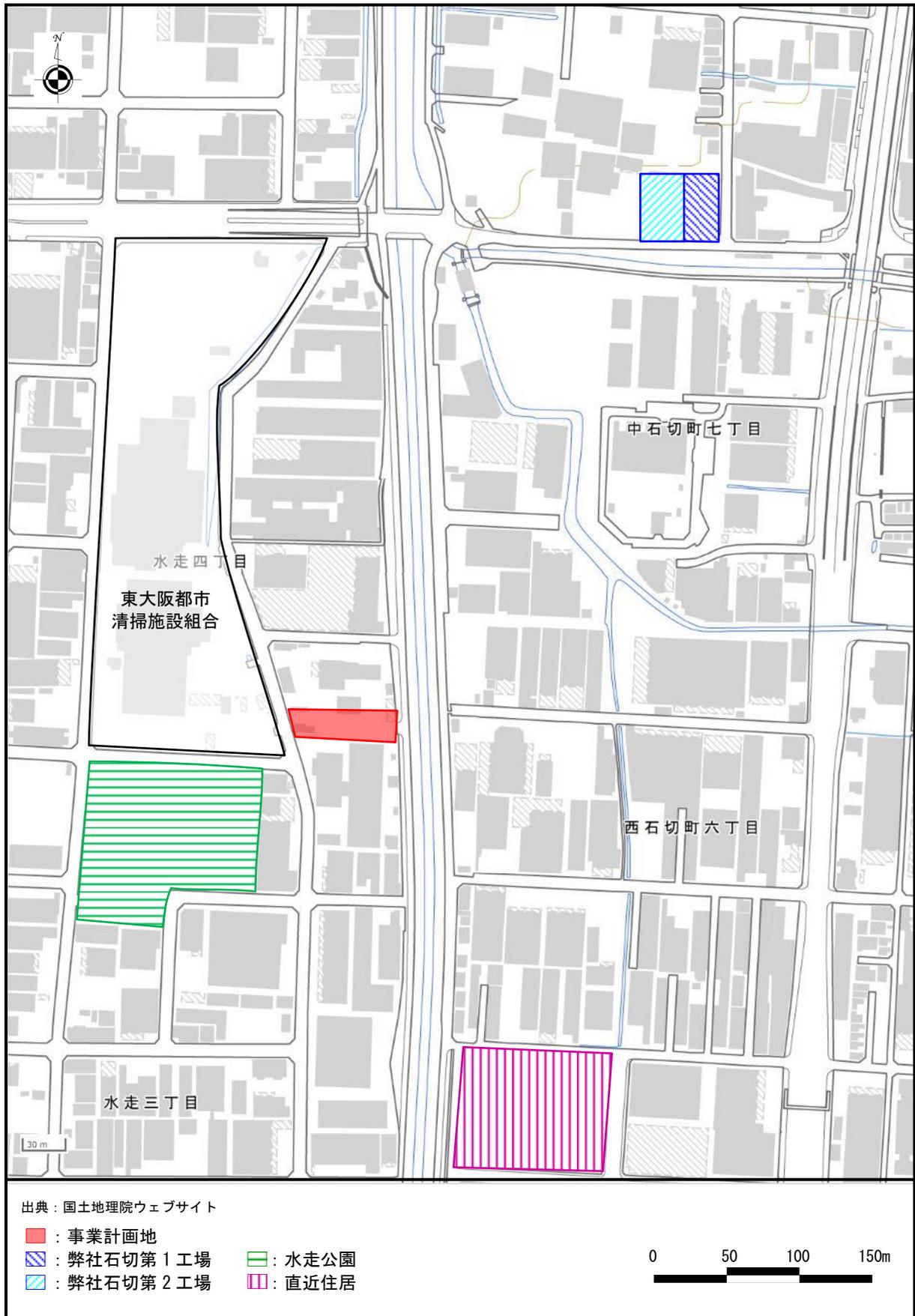


図 2-1 (2) 事業計画地の位置 (詳細)

2-3-4 廃棄物の処理工程(フロー)

一般廃棄物の処理工程は、図2-2に示すとおりである。選別の流れは、以下のとおりである。

- ①人の手により缶・ペット等のガラスびん以外の物を除去する。
- ②一定のサイズより大きいガラスは、解砕機により、ガラスびんのボトルネックからキャップとガラスに分離する。
- ③分けられた原料は、中間タンクに一時保管される。
- ④中間タンクから搬送された原料から、付着しているラベルと汚れを除去する。
- ⑤選別機にて、ガラス以外の紙、鉄、アルミ、耐熱ガラス、クリスタルガラス、金属、石、陶磁器など異物を除去し、色選別を行う。
- ⑥検査として、人による目視および選別を行う。
- ⑦製品タンクに一時保管したのち、出荷に合わせてトラックに積み込み、搬出する。

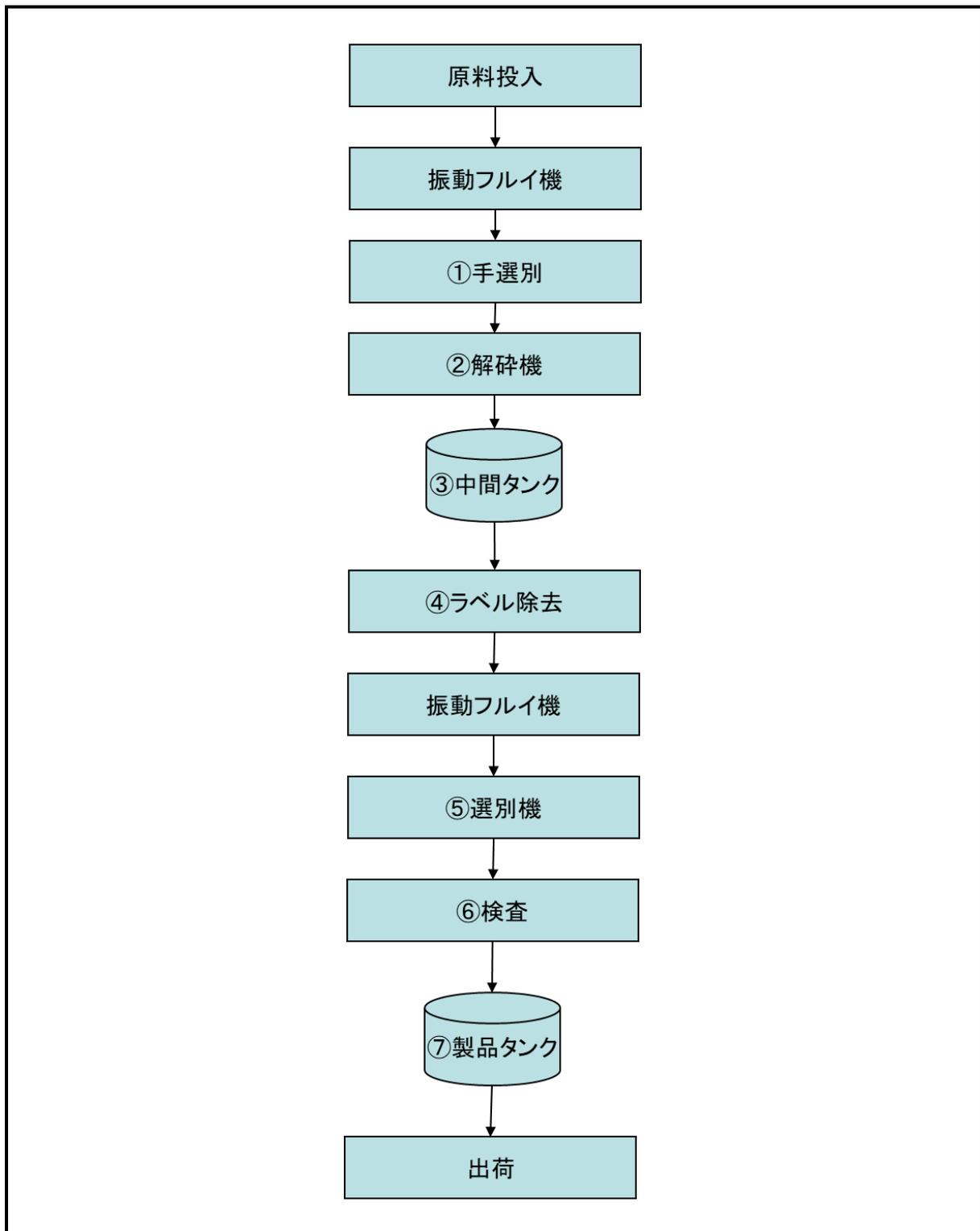


図 2-2 本事業所における一般廃棄物の処理工程

2-3-5 施設の配置計画等

施設の配置計画等は図2-3(1)～(3)に示すとおりである。

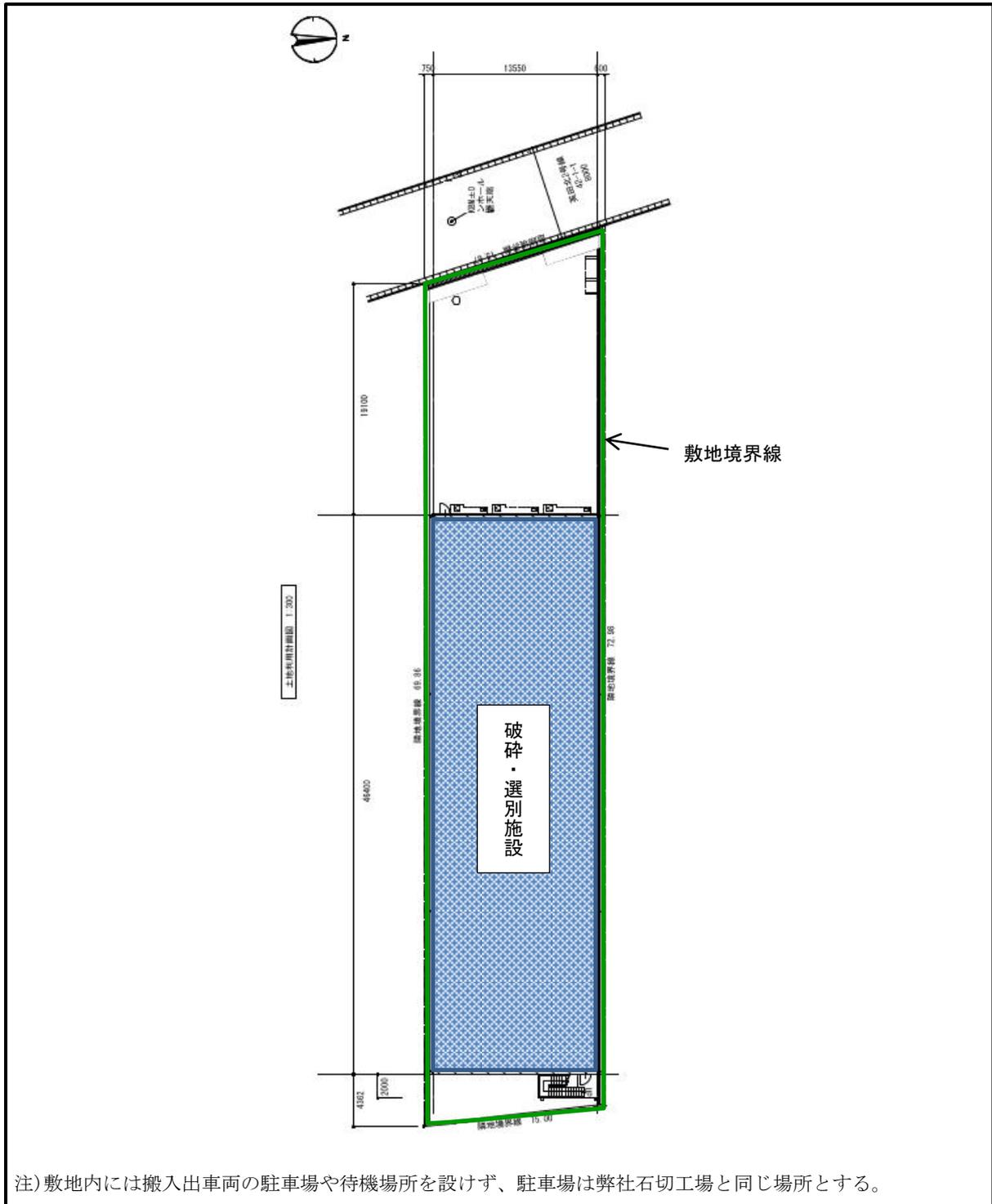


図2-3(1) 事業計画地の平面図

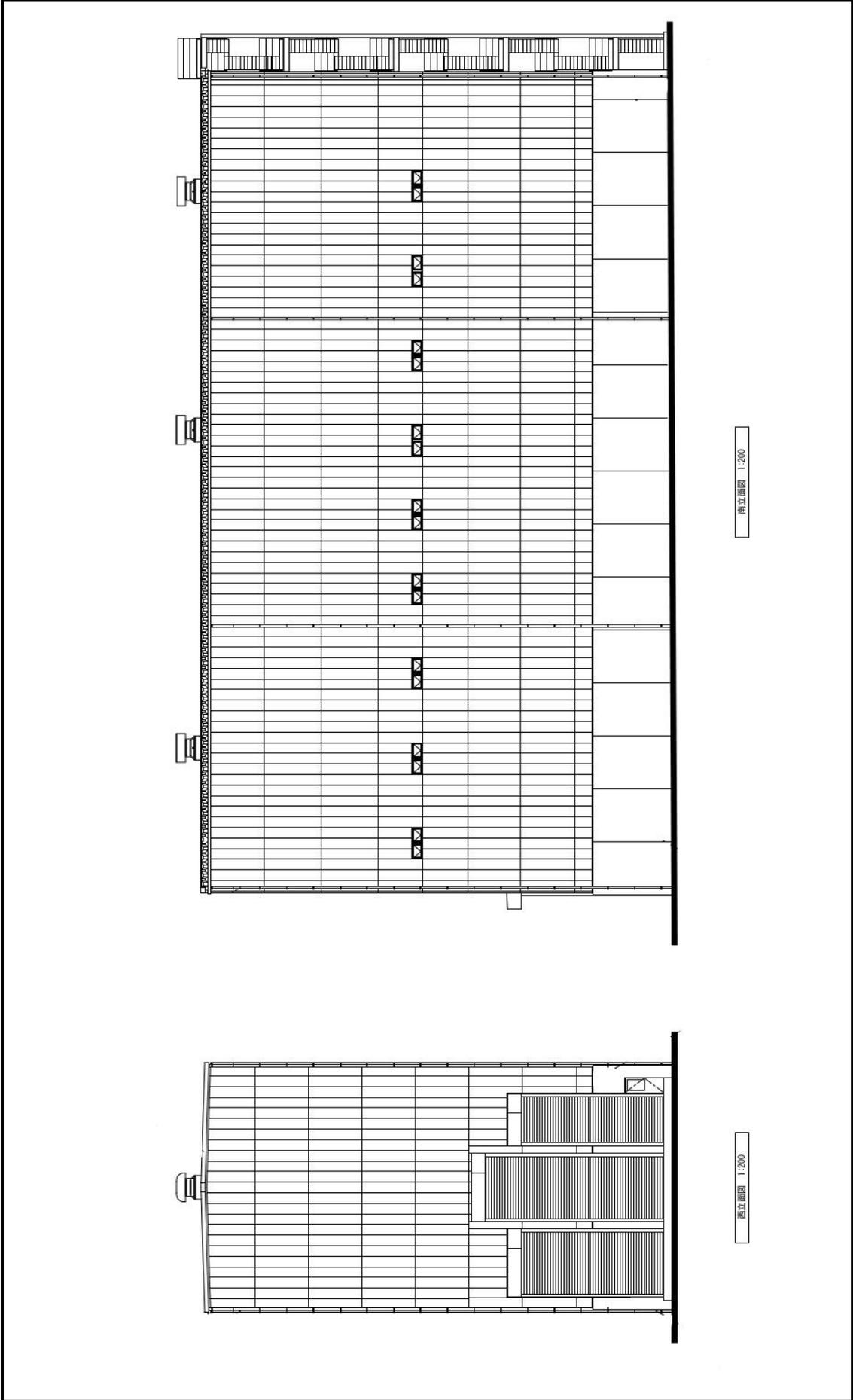


图 2-3 (2) 设计立面图-1

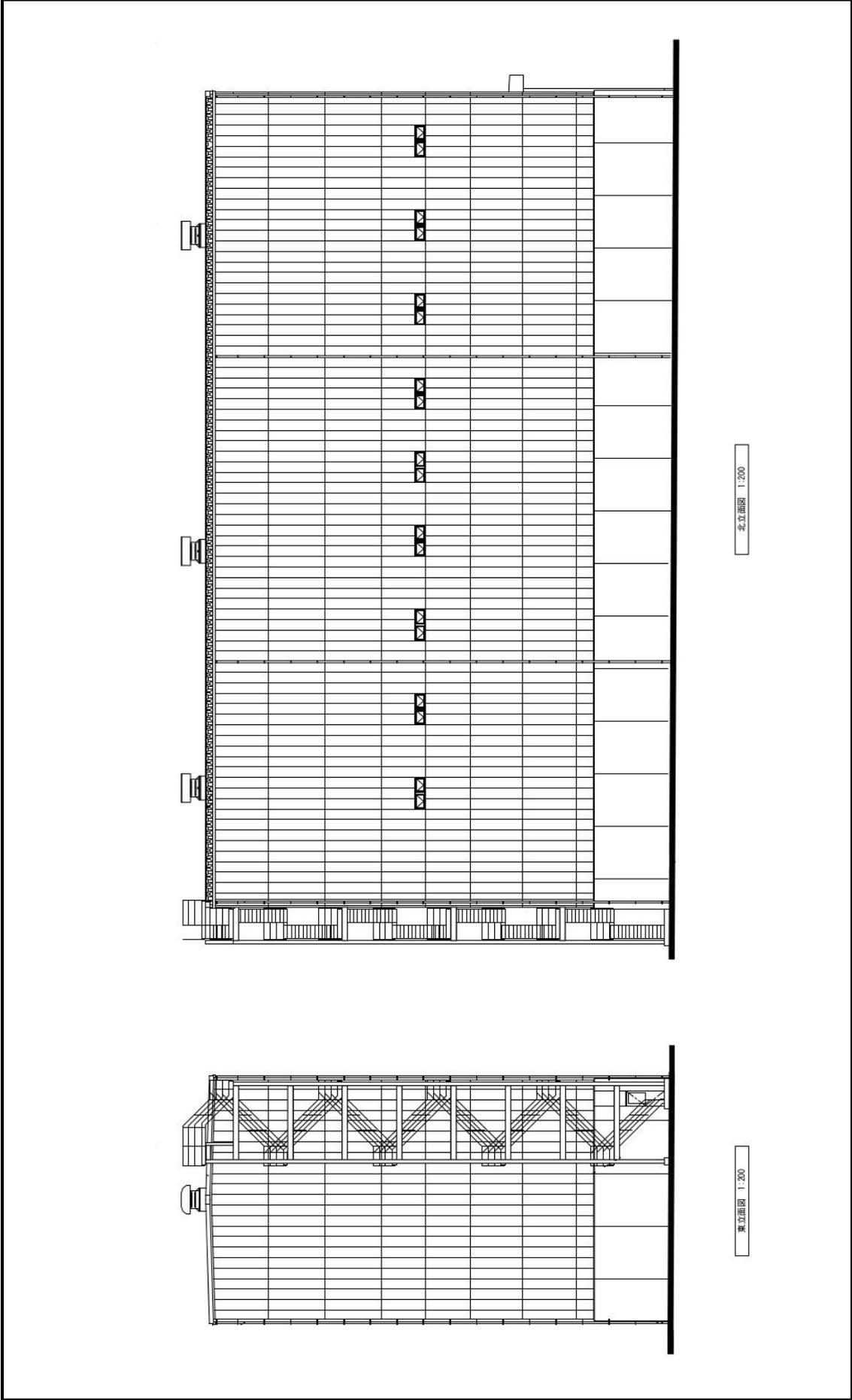


圖 2-3 (3) 施設計立面圖-2

2-3-6 施設の処理能力等

本施設の最大処理能力を算出する根拠となるのは解砕機であり、処理能力等は表2-1に示すとおりである。

表2-1 解砕機の処理能力等

処理能力	25 t/h (600t/日)
投入口	長さ：650mm 幅：1300mm
サイズ	長さ：900mm 幅：1650mm 高さ：1300mm
動力	15kW (7.5kW×2台)

2-3-7 運行計画

本施設の稼働に伴い発生する事業関連車両は、表2-2に示すとおりである。

また、事業関連車両の計画走行ルートは表2-3及び図2-4(1)～(2)のとおりであり、大阪・吹田・堺方面から阪神高速道路13号東大阪線又は近畿自動車道、寝屋川・八尾方面から大阪外環状線を経て事業計画地に入出力し、東大阪市内の細街路は使用しない計画である。

なお、現況(2020年8月)における弊社廃棄物運搬車両の走行ルートや平均積載量を基に、事業関連車両の計画走行ルート、台数を設定した。

表2-2 事業関連車両の通行台数

(単位：台/日(片道))

用途	廃棄物運搬車両				通勤用車両
	大型車		小型車		乗用車
	トレーラー	10t車	4t車	2t車	
搬入車両	5	54	17	14	5
搬出車両	4	60	8	0	
製品	4	45	—	—	
不燃ごみ	—	8	—	—	
可燃ごみ	—	7	4	—	
アルミ	—	—	2	—	
鉄	—	—	2	—	

※搬入車両(ガラス原料)の1台当たりの積載量は、安全側の予測を行うため、現況の実績値×0.9とし、下記に示すとおりである。

トレーラー：21.2ト、10トン車：8.4ト、4トン車：3.1ト、2トン車：0.7ト

※搬出車両(カレット製品・不燃ごみ・可燃ごみ)の1台当たりの積載量は、安全側の予測を行うため、現況の実績値×0.9とし、下記に示すとおりである。

製品 → トレーラー：22.5ト、10トン車：9.2ト
 不燃ごみ → 10トン車：9.1ト
 可燃ごみ → 10トン車：7.0ト、4トン車：2.2ト
 アルミ → 4トン車：1.8ト
 鉄 → 4トン車：2.7ト

表2-3 事業関連車両台数(方面別(片道))

(単位：台/日(片道))

方面	廃棄物運搬車両	搬入車両				搬出車両			
		大型車		小型車		大型車		小型車	
		トレーラー	10t車	4t車	2t車	トレーラー	10t車	4t車	2t車
Aルート(大阪・吹田・堺方面)	5	31	0	0	4	33	0	0	
Bルート(大阪・吹田・堺方面)	0	0	10	6	0	0	5	0	
Cルート(寝屋川方面)	0	20	0	0	0	24	0	0	
Dルート(寝屋川方面)	0	0	5	8	0	0	2	0	
Eルート(八尾方面)	0	3	2	0	0	3	1	0	

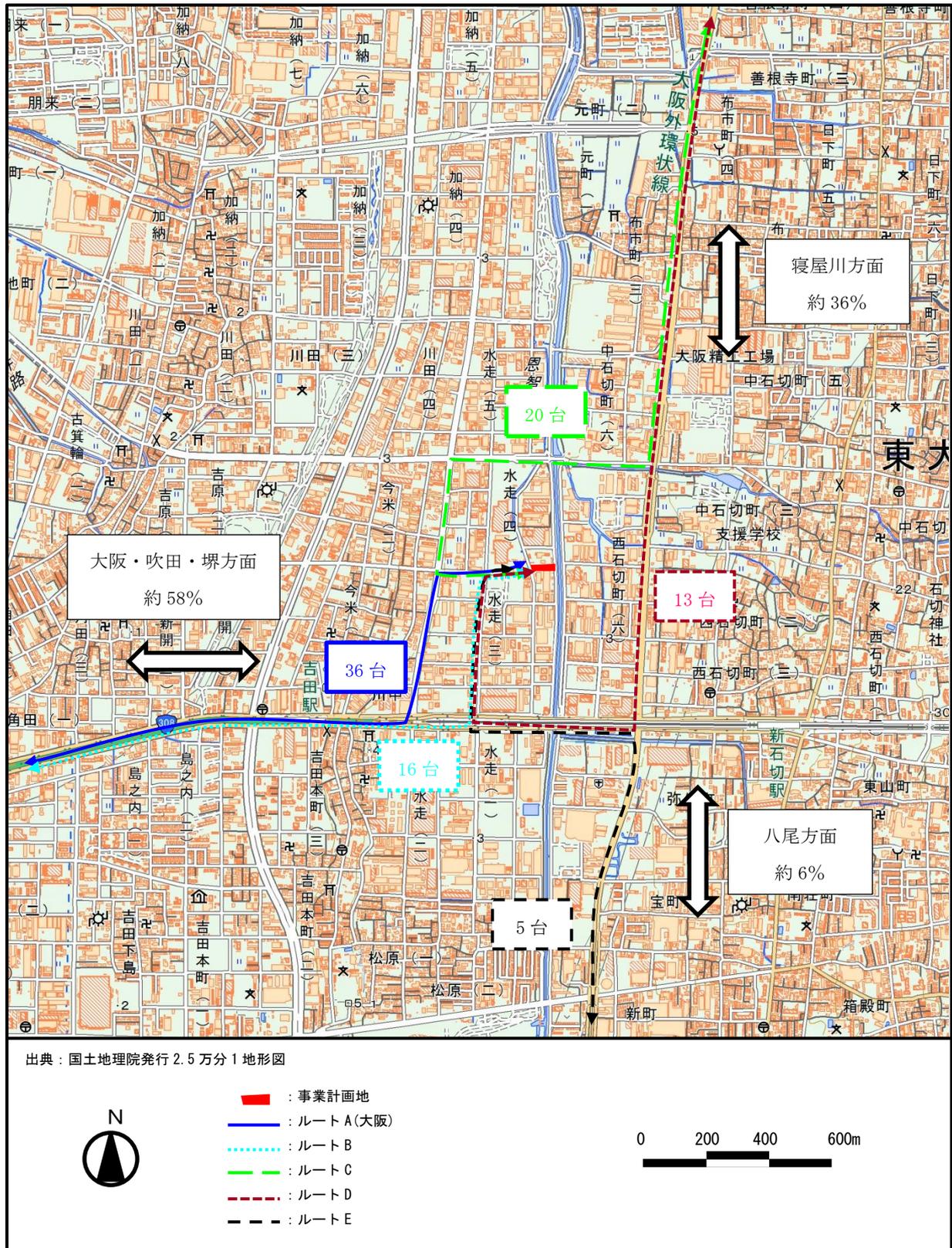


図2-4(1) 事業関連車両(搬入車両等)の計画走行ルート(片道)

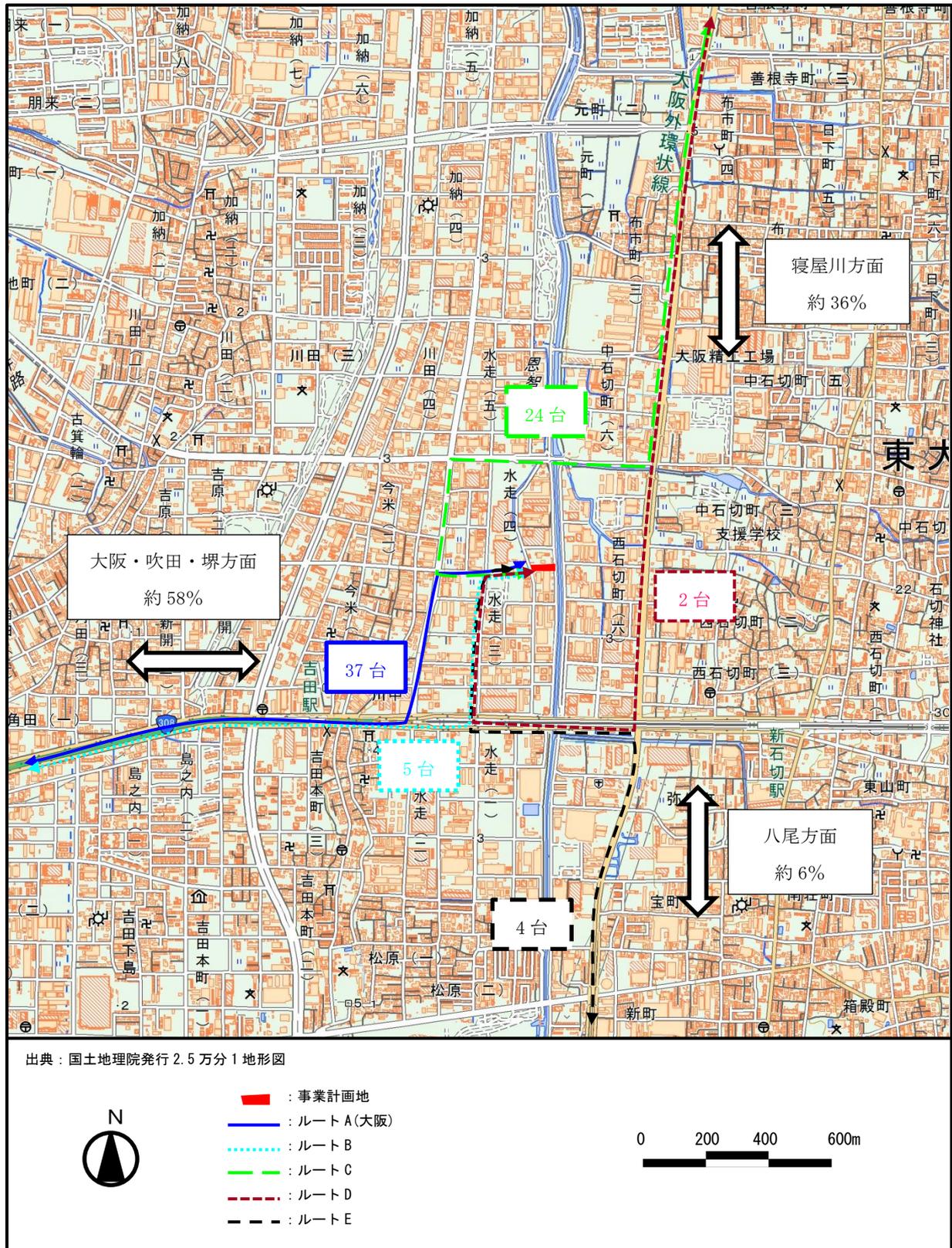


図2-4(2) 事業関連車両(搬出車両等)の計画走行ルート(片道)

2-4 対象事業の計画策定の経緯

2-4-1 計画策定の経緯

本事業を計画するにあたり、本事業の実施場所、規模を検討するに至る経緯については下記のとおりである。

- ・弊社石切工場第1工場及び第2工場については、事業を実施していく上で壁面に騒音対策を施すなど対策を行ってきた。
- ・現在受注している自治体からの要望や全国的な需要を鑑みると、施設処理能力を計画の処理能力(現状：最大100t/日、計画：最大600t/日)へ増加することや製品であるガラスの色分け能力(現状：6色、計画：8色)を増加することが必要であると判断している。
- ・現状では弊社石切工場第1工場及び第2工場の用途地域は準工業地域であり、施設処理能力の増加の許可は取得できない、作業時間が限られている状況である。
- ・今回の事業計画地については、用途地域は工業地域であり、事業計画地近傍(100m以内)に住宅はなく24時間稼働可能な地域である。また、弊社石切工場第1工場及び第2工場から近く、弊社社員の雇用維持の観点からもこれまでとあまり変わらない場所であり、弊社が検討している事業計画を実施できる数少ない場所である。
- ・事業計画地の形状(形や面積)や事業計画から、建物面積、位置、高さについては制約があり、検討の余地はほとんどない。
- ・東大阪市は「住工共生のまちづくり」を推進しており、今回の建設地予定地は「モノづくり推進地域」に指定されているため、製造メーカーである弊社が工場建設を推進しやすい地域性がある。
- ・ガラスびんの大きな消費地である大阪府、兵庫県、京都府、奈良県から近距離にあり、消費してからリサイクルするまでの輸送距離が近い。
- ・製びんメーカーは滋賀県、京都府、兵庫県にあり、それぞれガラスびん製造工場の中心的位置にある。
- ・東大阪都市清掃組合が近くにあり、東大阪市内で発生したガラスくずも速やかにリサイクルできる場所にある。

なお、本事業計画において、以下の概略に示す建屋構造についての検討を行った。

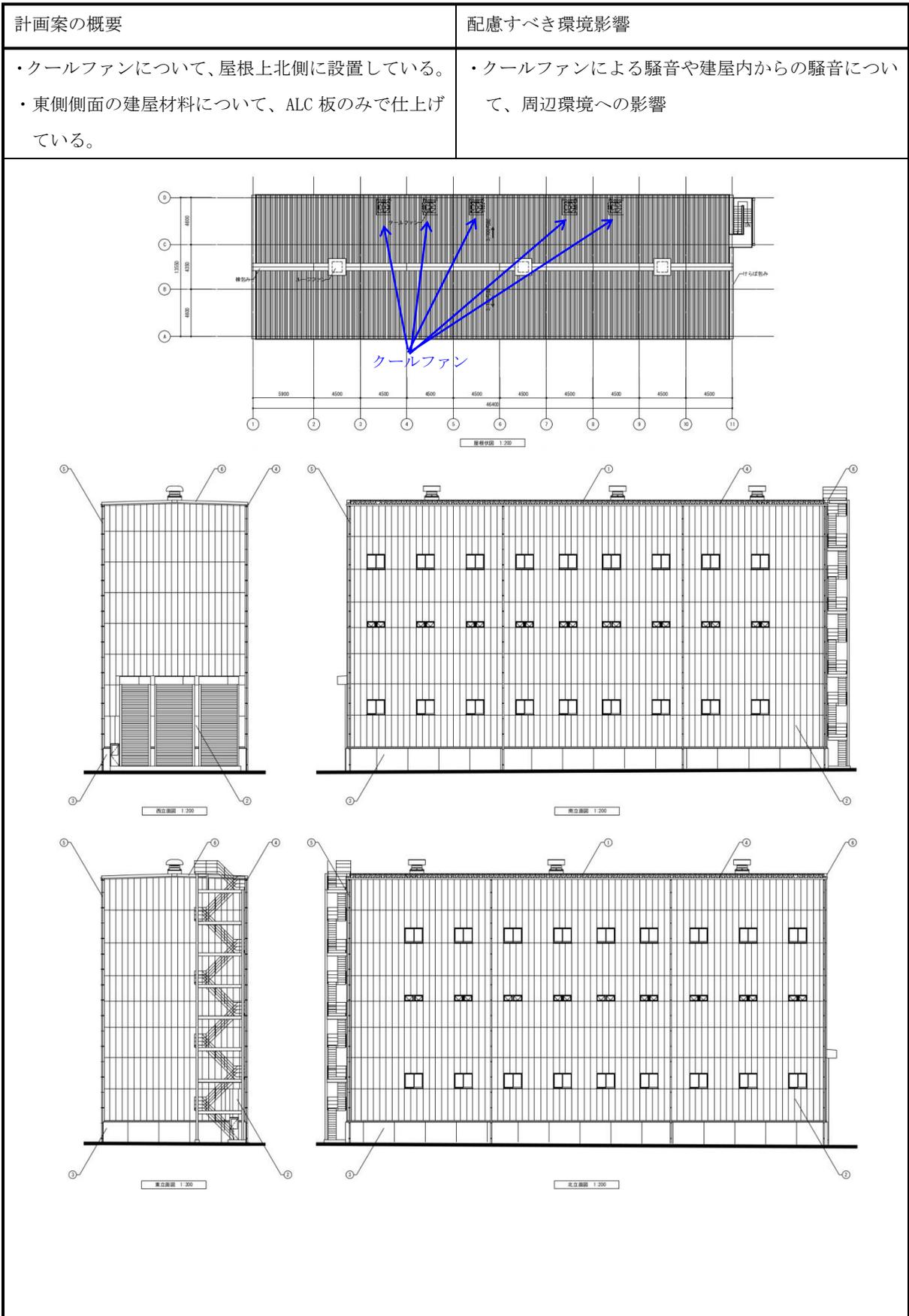
2-4-2 建屋構造に係る検討

建屋構造図及びその概要は、図2-5(1)～(3)に示すとおりである。

配慮すべき環境影響は、クールファンによる騒音や建屋内からの騒音について、周辺環境への影響が最も小さいと考えられる第1案を採用した。

計画案の概要	配慮すべき環境影響
<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンについて、屋根上中央に設置している。 ・東側側面の建屋材料について、ALC 板のみで仕上げている。また、建屋側面の窓ガラスを少なくし、コンクリート打放しの高さを 4m としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンによる騒音や建屋内からの騒音について、周辺環境への影響

図 2-5 (1) 設備配置図(第 1 案)



計画案の概要	配慮すべき環境影響
<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンについて、東側側面の各階のスチール手摺上に設置している。 ・東側側面の建屋材料について、ALC板とシャッターで仕上っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーファンによる騒音や建屋内からの騒音について、周辺環境への影響

図 2-5 (3) 設備配置図(第 3 案)

2-4-3 環境配慮の内容

事業計画の策定にあたり、事業計画に反映した環境配慮項目とその事項、また、選定しなかった項目はその理由等を整理したものを表2-4(1)～(4)に示す。

表2-4(1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施にあたっては、東大阪市第2次環境基本計画方針・目標等との整合を図るため、最新式の解砕処理システムを導入するなど、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	事業計画の設計時において、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した意匠、色彩とする計画である。
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業の計画地は工業地域であり、農業用水利用がなく、汚水等も外部へ流出しない施設のため、環境配慮事項として選定しない。
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	事業計画地においては、土地の変更や樹木の伐採等は行わないため、環境配慮事項として選定しない。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、可能な限り現場内で再利用するが、場外へ排出する際は適切に処分を行う。
2 循環		
2-1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建物・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく、再生利用が容易な資材を用いる計画とする。
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	×	本事業においては、水利用はほとんどないため、環境配慮項目として選定しない。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	×	本事業においては、雨水は生活雑排水と同様に、公共下水道(汚水)に排水する計画としており、環境配慮項目として選定しない。

表 2-4 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3生活環境		
3-1大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	自社の事業関連車両及び工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画とする。廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	運搬車両は、積載効率の向上等により走行台数を抑制するよう、指導、要請する。
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。	○	車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> 搬入出車両の積載物の積卸を、建屋内にて行うことにより、粉じんの飛散回避に努める。 建屋の中にプラント全体を設置する構造とし、周辺への騒音の影響を抑える。 屋外に設置する機器のうち、送風機は防音カバーで覆うなど、騒音による影響の低減に努める。 大きな振動を発生する機器は、強固な基礎構造に据え付け、振動の低減に努める。 建屋外に臭気が漏洩することを防止するため、貯留ピットは屋内に設置する。 本事業で水質汚濁及び有害化学物質等汚染を発生させる行為はない。
工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用などで、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による影響の低減に努める計画とする。
3-2地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	×	本事業において、地下水の採取などの地盤沈下に繋がる行為はないため、環境配慮項目として選定しなかった。
3-3土壌汚染		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	○	工事の実施に伴い、土壌汚染に配慮する。
3-4日照障害、電波障害、反射光		
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	建物の配置及び形状について、可能な限り配慮し、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の低減に努める。
3-5都市景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等状について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	建物の配置や色彩等、周辺景観との調和や地域性に配慮する。

表 2-4 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
4 自然環境		
4-1 気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域の気象・地象・水象に影響を与えるような土地改変及び構造物の設置はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では大規模な地下構造物の建設や地下水採取はないため、環境配慮事項として選定しない。
4-2 陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいれるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	×	事業計画地は、工業地域であり、本事業の実施により、自然植生の伐採など、動植物の生息・生育環境への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	×	事業計画地は、工業地域であり、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することがないため、環境配慮事項として選定しない。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域は、工業地域であり、工事の実施により、動植物の生育・生息環境に影響を及ぼすことがないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる自然景観はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
4-4 人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	本事業の実施により、水走公園の人と自然との触れ合いの活動へ及ぼす影響の回避又は低減に努める。
5 歴史的・文化的環境		
5-1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる歴史的・文化的景観はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。
5-2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる文化財はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しない。

表 2-4 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
6環境負荷		
6-1温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	本事業において温室効果ガスの排出の小さい空調設備採用など、可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する。
6-2廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	設置する施設機器に用いる資材は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物は、可能な限りリユース・リサイクルし、減量化を図るため、分別を徹底する計画とする。
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	工事の際は、施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の検討・採用を行い、発生土の発生抑制に努める。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	○	工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。

2-5 工事計画の概要

2-5-1 対象事業の予定実施時期

工事は、表2-5(1)～(2)に示すとおり、第1期工事から第3期工事までを予定している。

本事業の供用は、第1期工事の完了後に開始するが、工場の最終形態までに生産設備を2段階で、増設することを計画している。なお、第2期及び第3期工事では出荷するカレットの種類を増やすのみであり、色の選別をするための機械(選別機)を増設する計画のため、処理能力の変化はない。

表2-5(1) 全体工事工程表

工種	工期(月)	1年次												2年次												3年次以降
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
造成工事																										
施設 建設 工事	プラント工事 第1期																									
	プラント工事 第2期																									
	プラント工事 第3期																									

※第2期では、選別機を弊社石切工場第2工場から移設・供用し、第3期では、選別機を弊社石切工場第1工場から移設・供用する計画である。

表2-5(2) 建設機械等の月別台数(最大稼働時期：工事4～5ヶ月目)

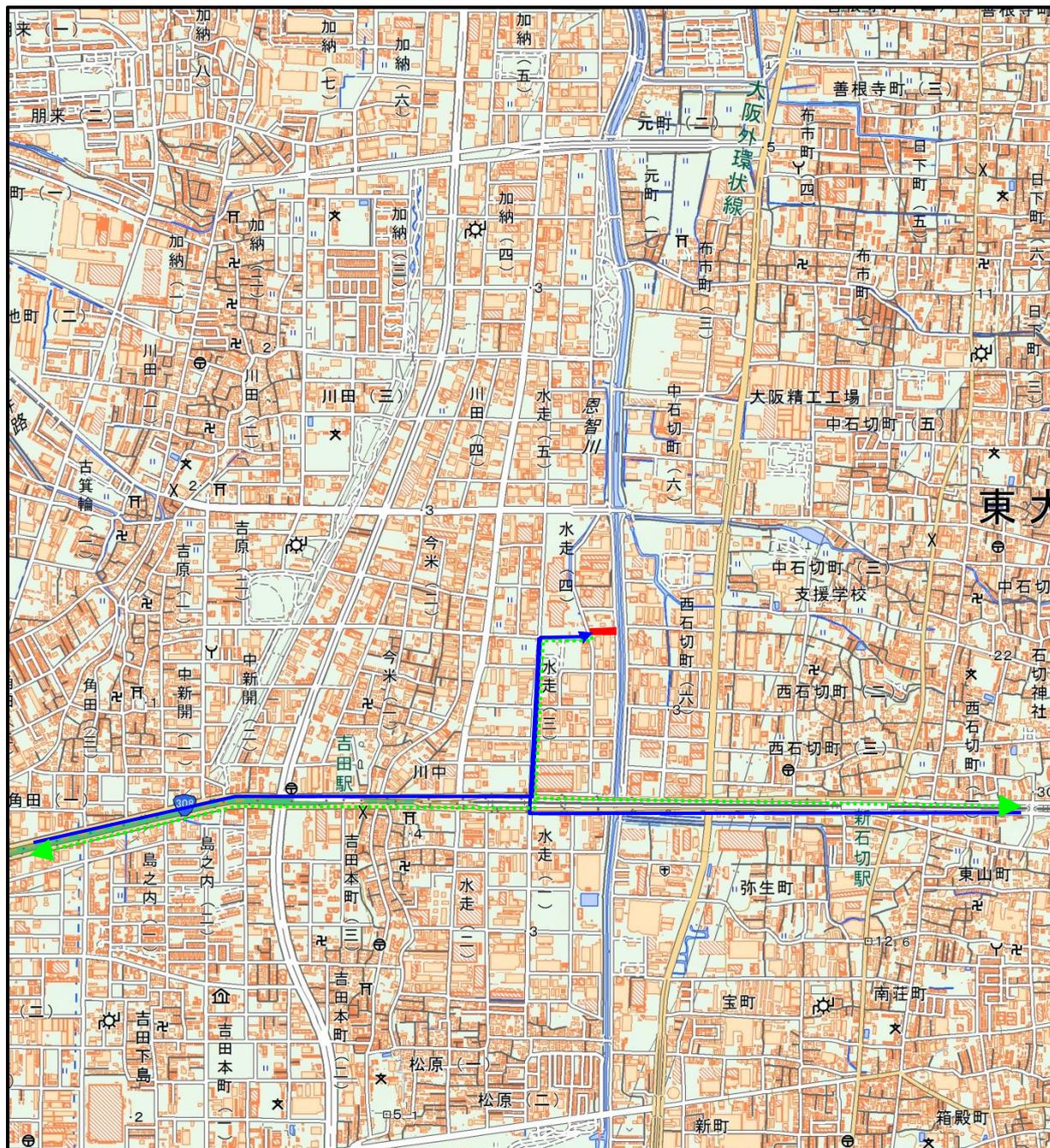
重機	建設機械			工事関連車両				通勤車両
	バックホウ	アースオーガー	発電機	トレーラー	トラック	ラクタークレーン	ダンプカー	
台数(台/月)	20	20	20	10	10	20	20	30
計(台/月)	60			60				
総計(台/月)	150							

2-5-2 工事用車両

工事用車両の通行が最大となる時期における車種別走行台数は、表2-6に示すとおりである。

表2-6 工事用車両の日走行台数(最大稼働時期：工事8ヶ月目)
(単位：台/日)

用途	大型工事車両		通勤車両
車種	生コン車両	クレーン車両 その他重機	小型貨物
日台数	20	1	3



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図



- : 事業計画地
- : 工事用車両の計画ルート(往路)
- ⋯ : 工事用車両の計画ルート(復路)

図2-6 工事用車両の走行ルート

2-6 環境保全対策の実施方針

2-6-1 存在・供用時

施設の存在・供用時においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・回収したガラスびんは、建屋内で受入れ、保管、処理及び搬出を行うため、外部へ飛散しない。また、処理前後の保管は、必要に応じてシート等で飛散防止措置を行う。
- ・建屋内で特に粉じんが発生すると考えられる車両出入口は、必要に応じて定期的に散水を行う。また、処理過程においても散水装置を設置しノズル散水を行い、粉じんの飛散防止に努める。
- ・廃棄物運搬車両は整備・点検を行うとともに、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、運転者に適正走行の周知徹底を図り、道路沿道等における大気環境への影響を低減するよう努める。

(2) 排水処理対策

- ・処理前後の保管は屋内保管のため、雨水と接触しない。
- ・建屋内では、粉じん防止目的以外で水を使用しないため、汚水は発生しない。
- ・土間はすべてコンクリート敷きにするため、地下浸透はない。
- ・生活雑排水は、公共下水道(汚水)に排水する。

(3) 騒音・振動対策

- ・プラント全体が建屋内に納められた施設配置とし、設備機材についても低騒音・低振動型を使用する。
- ・振動フルイ等の大きな振動を発生する機器は、強固な基礎などの適切な防振対策を施す。
- ・建屋外部に設置する送風機類は、モータ部に防音カバー等の設置、空気圧縮機は低騒音型を採用し、騒音発生抑制に努める。
- ・処理施設、廃棄物運搬車両は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、騒音・振動の影響を低減するよう努める。
- ・騒音及び振動に及ぼす影響を軽減するため、廃棄物運搬車両は、幹線道路を使用し生活道路は通行しない。予め設定した走行ルートを通行するよう指示し、交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう指導する。
- ・廃棄物運搬車両の走行が、特定の日や時間帯に集中することがないように、運行管理を行う。

(4)低周波音防止対策

- ・大きな低周波音が発生する可能性のある機器は、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の対策を行う。

(5)悪臭対策

- ・処理前後の保管スペースに関しては建屋内に設置し、清掃を心掛け、必要に応じて防臭剤・防虫剤を散布し、悪臭の漏えい防止に努める。

(6)火災発生対策

- ・防火責任者を定め、時間を決め定期的に施設内の見回りを行う。また、所定の場所に消火器等を設置する。

(7)その他生活環境の保全のための措置

- ・事業計画地の進入道路の管理を十分に行い、交通渋滞・事故防止に努める。

2-6-2 工事中

工事中においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気質

- ・建設機械は、作業中での不要な空ぶかし等を禁止するとともに、工事車両等はアイドリングストップの徹底に努めることとする。また、設置位置や待機位置等を考慮し、事業計画地周辺及び通行者に影響を与えないよう配慮する。
- ・建設工事時における粉じん飛散防止のため、事業計画地の敷地境界には万能鋼板等(高さ 3 m)を設置する。
- ・事業計画地内に適宜散水を行い、土砂の巻き上げや飛散防止に努めるとともに事業計画地外に出る車両は十分洗浄した後に退場する。
- ・建設機械が 1 カ所に集中しないよう適切な配慮を行う。
- ・工事車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中することのないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行う。
- ・工事車両は、適正な走行ルートを設定する。また、運行効率の向上、過積載の禁止、走行速度の徹底等について工事関係者を指導する。

(2) 騒音・振動

- ・建設機械は、低騒音型・低振動型の機械を使用するとともに、工法及び作業時間帯への配慮を行う。
- ・建設機械が 1 カ所に集中しないよう適切な配慮を行う。
- ・工事車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中しないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行い、適正運行、適正稼働に努める。
- ・事業計画地の敷地境界には、万能鋼板等(高さ 3m)を設置することにより騒音による影響を低減する。
- ・工事車両等の駐停車時はアイドリングストップの徹底に努めることとする。また、設置位置や待機位置等を考慮し、騒音・振動を抑制する。

(3) 水質

- ・事業計画地に入出入りする工事関連車両は、出口においてタイヤを洗浄する。洗浄水は、沈殿処理を行った後に、排水路に放流する。
- ・工事区域内の濁水(雨水及び工区内の滞留地下水)は、工事区域内にノッチタンクを設置し、浮遊物の沈下及び中和処理を行った後、上澄みを公共下水道に放流する。なお、タンク内に沈下・堆積した土砂は、適宜除去し、沈殿能力を良好に保つ。また、除去した土砂は、専門業者に委託し適正に処理する。

(4) 悪臭

- ・塗装工事は、可能な限り作業を短時間で実施し、作業時期及び作業時間に配慮する。
- ・工事中は建物の外周に養生シートを設置し、事業計画地周辺への影響の軽減に努める。
- ・塗料の種類は、強い臭気の発生しないものを使用する。

(5) 廃棄物

- ・建設廃棄物は、資格を有する収集運搬、処理業者を厳選し、適正処理に努める。また、運搬にあたっては、ダンプトラックにカバーをかける等、堆積物の飛散防止に配慮する。
- ・建設廃棄物の発生抑制及び再利用の対策等は、以下に示すとおりである。

<発生抑制>

- ・可能な限り省梱包、無梱包とし、梱包材の抑制を図る。

<再利用>

- ・躯体工事では、コンクリート塊、鉄筋、仕上工事ではダンボール、金属類、石膏ボードを再利用する。

(6) 交通・交通安全

- ・工事車両の出入り口への交通誘導員の配置、法定速度の厳守を行い、交通の円滑化及び歩行者の安全確保に努める。

第3章 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性、本事業計画地の位置を考慮し、事業計画地及びその周辺地域である東大阪市とした。

第4章 環境影響評価の項目の選定

事業計画地及びその周辺地域(以下、「事業計画地周辺」という。)の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。事業計画地周辺の地域の概況の概要は、表4-1(1)～(5)に示すとおりである。

表4-1(1) 事業計画地周辺の地域の概況の概要

項目	地域特性	
社会的 状況	人口	・東大阪市域の世帯数及び人口の現況は、令和元年10月1日現在、230,057世帯、総数494,640人である。また、過去5年間の東大阪市域の世帯数及び人口の推移は、平成27年以降、世帯数については微増、人口については微減の傾向にある。
	産業	・東大阪市における産業別事業所数及び従業者数は、事業所数が24,644件、従業者数が231,607人となっている。産業別では第三次産業の占める割合が多く、事業所数では全体の約7割の17,188件、従業者数では全体の約7割の159,074人となっている。
	交通	○道路 ・事業計画地周辺の約1kmにおける主な道路は、国道170号、国道170号(旧)、国道308号、石切大阪線及び大阪枚岡奈良線がある。 ○鉄道 ・事業計画地周辺の鉄道網の主要な鉄道としては、近鉄けいはんな線がある。
	土地利用	○土地利用状況 ・東大阪市の土地利用総面積は6,178.0haであり、市街地が全体の約66%の4,062.7haと多くを占めている。 ・東大阪市の都市計画法に基づく用途地域の状況は、用途地域に指定されている面積が4,981haとなっており、そのうち住居系地域が59.8%と最も多く、ついで工業系地域が28.0%及び商業系地域が12.2%となっている。なお、事業計画地は工業地域となっている。 ○文教、医療、福祉施設 ・事業計画地周辺には、東大阪支援学校、すずな保育園及びフォーユー東大阪吉田等の施設があるが、いずれも事業計画地から200m以上離れている。
	水利用	○上水道 ・東大阪市域における上水の給水状況は、平成30年度の上水道の普及率が99.9%となっている。 ○下水道 ・東大阪市域における下水道の整備状況(普及率)は、平成30年度の東大阪市の下水道の整備状況(普及率)が99.8%となっている。 ○地下水 ・「大阪府環境白書(2020年版)」(令和3年3月閲覧、大阪府ホームページ)によると、東大阪市内には工業用水法に基づく許可井戸が17本あり、「令和2年版ひがしおおさかの環境」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、地下水採取許可の状況として平成22年度から令和元年度まで水稻栽培用(11ヶ所)、農林水産用(18ヶ所)、温泉用(2ヶ所)及び環境用(2ヶ所)の採取用途で、許可を受けた場所がある。
	廃棄物	○一般廃棄物 ・東大阪市域における一般廃棄物の発生及び処理状況は、平成30年度における東大阪市域のごみ総排出量が192,713t、また、ごみ処理量が181,933tである。そのうち直接焼却が166,921t(91.7%)、焼却以外の中間処理が14,858t(8.2%)、直接資源化量が154t(0.1%)となっている。

表 4-1 (2) 事業計画地周辺の地域の概況の概要

項目	地域特性
廃棄物	<p>○産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は 1,518 万 t となっている。 再生利用量は 482 万 t であり、最終処分量は 38 万 t となっている。 建設業における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量は、排出量が 393 万 t で全体の 26% を占めている。 排出量を種類別にみると、がれき類が 249 万 t (63%) で最も多く、次いで、汚泥が 85 万 t (22%) となっており、この 2 種類で全体の 85% を占めている。 再生利用量は、排出量の 22% で 337 万 t となっており、がれき類が 244 万 t (72%)、汚泥が 45 万 t (13%) となっている。 最終処分量は、排出量の 1% で 16 万 t となっており、混合廃棄物が 6 万 t (40%)、がれき類が 5 万 t (31%)、汚泥が 2 万 t (10%) となっている。
社会的状況	<p>環境法令が定める基準等</p> <p>○大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年、法律第 91 号)に基づいて、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 項目について環境基準が設定されている。 ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年、法律第 105 号)により定められている。これらの適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない」とされている。 <p>○水質汚濁</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」に基づいて定められており、人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全域及び地下水に適用される。 生活環境の保全に関する環境基準は、公共用水域ごとに指定され水域類型区分に従い適用されており、事業計画地周辺の恩智川は C 類型及び生物 B 類型となっている。また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、1pg-TEQ/L 以下と定められている。 工場から公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年、法律第 138 号)により排水基準が設けられており、さらに「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和 49 年、大阪府条例第 8 号)により上乘せ基準が設けられている。なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、10pg-TEQ/L と定められている。 <p>○騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められており、地域の類型、区分及び時間の区分毎に設定されている。 「騒音規制法」(昭和 43 年、法律第 98 号)では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。規制基準等は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により定められている。また、特定建設作業に伴う騒音規制基準も同条例により定められている。 自動車騒音の要請限度については騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき、大阪府は各市町村と連携して定められている。 <p>○振動</p> <ul style="list-style-type: none"> 「振動規制法」(昭和 51 年、法律第 64 号)では、機械プレス、圧縮機など政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。規制基準等は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により定められている。また、特定建設作業に伴う振動規制基準も同条例により定められている。 道路交通振動については、「振動規制法」により、要請限度が定められている。 <p>○悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> 「悪臭防止法」(昭和 46 年、法律第 91 号)では、工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、同法施行規則で定められた基準の範囲内で、地域の実状に応じ、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。 東大阪市においては、工場や事業所から排出される悪臭については、市全域において悪臭防止法に基づき特定 22 物質による規制基準が設定されている。

表 4-1 (3) 事業計画地周辺の地域の概況の概要

項目	地域特性
<p>社会的状況</p> <p>環境法令が定める基準等</p>	<p>○土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第9号)第16条1項の規定に基づき定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年4法律第105号)第7条の規定に基づきダイオキシン類に係る環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。 ・「土壌汚染対策法」(平成14年、法律第53号)においては、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。 ・法の対象となる物質(特定有害物質)は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の26物質が指定されている。 ・土壌汚染状況調査については、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行うこととしており、①使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、②土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地が調査対象とされている。 ・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、土地の所有者、管理者及び占有者は、当該土地の造成や土地の形質変更(3000㎡以上の土地の区域内における土地の形質変更)をしようとする場合には土壌の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。さらに汚染のおそれがあると知事が認めた場合においては、土地の所有者等は土壌の汚染状況について、知事が指定する調査機関に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。また、必要に応じて人の健康に係る被害が生じないように努めなければならない。なお、当該土地が工場又は事業場(当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用される場合はこの限りでない。 ・事業計画地は、3000㎡未満の土地であり、土壌汚染対策法及び府条例に基づく調査が義務づけられていない。
<p>環境基本計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府及び東大阪市が策定している環境保全に関するガイドライン等は以下のとおりである。 ○2030 大阪府環境総合計画 ○第9次大阪地域公害防止計画 ○大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕 ○大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ○東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ○大阪府ごみ処理広域化計画 ○大阪府循環型社会推進計画 ○東大阪市第2次環境基本計画 ○みどりの大阪推進計画 ○東大阪市みどりの基本計画 ○大阪府景観計画 ○東大阪市景観計画
<p>生活環境</p> <p>大気環境</p> <p>水環境</p> <p>土壌環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺の大気測定局における大気質の測定結果を収集・整理することにより、大気汚染の現況、経年変化及び環境基準の達成状況について調査した。調査対象とする測定局は、事業計画地周辺の一般環境大気測定局(西保健センター、六万寺)が2局、自動車排出ガス測定局(衛生検査センター)が1局とした。 ・二酸化硫黄、一酸化窒素・二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微粒子状物質、ダイオキシン類については、環境基準を満たしており、光化学オキシダントのみ基準を上回っている状況である。 ○水質 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地の周辺では、第二寝屋川、長瀬川、恩智川があり、4地点で調査が実施されている。なお、pHや全亜鉛の項目を除き、全て基準を満たしている。 ○地下水質 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺における地下水調査結果(平成29年度～令和元年度)は、健康項目28項目について、東大阪市16地点で調査を実施している。 ・調査結果は、全地点全項目が環境基準に適合している。また、ダイオキシン類についても、環境基準に適合している。 ・事業計画地周辺におけるダイオキシン類の土壌調査は、平成22年～令和元年まで20地点の調査を実施しており、全ての地点で環境基準値を下回っている。

表 4-1 (4) 事業計画地周辺の地域の概況の概要

	項目	地域特性
生活環境	その他生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音 ・事業計画地周辺における環境騒音(道路に面しない地域)の調査は、15 地点で調査を実施している。調査結果は、1 地点のみ環境基準値を超過しているが、そのほかの地点については環境基準値に適合している。 ・事業計画地周辺における自動車騒音(道路に面する地域)の調査は、7 地点で調査を実施している。うち 2 地点は終日、もう 1 地点は夜間のみ環境基準値を超過していたが、その他の地点については基準を調査結果は、全ての地点で環境基準値に適合している。 ○振動 ・振動調査は、東大阪市内においては、実施されていない。 ○低周波音 ・大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは、高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高い値であり、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっている。 ○公害苦情受付状況 ・東大阪市内における平成 26～30 年度の苦情件数は減少傾向にある。また、平成 30 年度の公害の種類別にみると騒音が最も多く苦情が寄せられている。
	自然環境	気象
地象		<ul style="list-style-type: none"> ○地形 ・事業計画地は周辺の主な地形は三角州性低地及び砂州となっている。また、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集 新装版」(平成 12 年、古今書院)によると、事業計画地周辺において保護上重要な地形は確認されていない。 ○地象 ・事業計画地は周辺の地質は、主に泥、砂、礫となっている。
水象		<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市の北部には淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南からは恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの緩流河川などが流れ込んでいる。
生態系		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」(昭和 53 年～平成 17 年、環境庁、環境省)及び大阪府レッドデータブック 2014 における動植物の分布状況を整理し、事業計画地周辺に生息する可能性のある重要種を抽出した。 ○動物 ・事業計画地周辺は工業地帯であり、重要種の生息は確認されなかった。 ○植物 ・事業計画地周辺は主に工場地帯であり、水田雑草群落、残存植栽樹群を持った公園、墓地等や、ゴルフ場及び芝地等が分布している。 ・「第 7 回自然環境保全基礎調査 植生報告書 大阪府」(平成 18 年、大阪府)によると、大阪みどり 100 選に選定され、大阪府の今米緑地保全地区にも指定されている“川中邸の屋敷林”には、ムクノキ、アラカシがほぼ自然状態で残されている(私有地)。生育する樹木は、落葉樹ではムクノキ、エノキ、照葉樹ではクロガネモチ、アラカシ(以上高木)、アキニレ、イスノキ、トベラ、マダケ、クスノキ、ヤブニッケイ(以上亜高木)、ヤブツバキ、ネズミモチ(以上低木)等が確認されている。
人と自然との 触れ合い活動の場		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺には、都市計画公園や都市計画緑地が存在し、計画地直近に水走公園がある。
自然景観		<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市内には、今米にある川中邸の屋敷林が特別緑地保全地区に、また、神社の境内や民家に残る古木・大木が保存樹などに指定されており、枚岡の原始ハスや日下のヒトモトススキ、稲田八幡宮のいちょうなどが天然記念物に指定されている。なお、事業計画地周辺は特別緑地保全地区に指定されていない。
都市環境	文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺における文化財は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)並びに東大阪市文化財保護条例(昭和 47 年 11 月 15 日東大阪市条例第 30 号)に基づく、登録又は指定文化財等が事業計画地周辺には、10 件存在する。

表 4-1 (5) 事業計画地周辺の地域の概況の概要

項目	地域特性
都市環境	<p>都市景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東大阪市景観形成基本計画 第1章(2005(平成17)年策定)」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、東大阪市は、淀川と大和川にはさまれ大阪市の東に隣接する東部大阪地域のほぼ中央に位置し、東西11.2km、南北7.9kmの広がりをもつ南西部にややふくらんだ長方形で、その面積は61.81km²である。 ・市域の東部には、標高642mの生駒山を中心に生駒山地が南北に連なり、山麓では扇状地が緩やかな傾斜をみせている。その西側には、標高5~6m前後の平地が広がり、南から、第二寝屋川と長瀬川が北西へ流れ、生駒山地の谷川の水を集めて恩智川が北上し、寝屋川が北部を西へ流れている。
	<p>歴史的・文化的景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東大阪市景観形成基本計画 第1章(2005(平成17)年策定)」(令和3年3月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、鴻池新田会所が国の史跡・重要文化財に指定されているほか、社寺の歴史的な建造物や地蔵石仏、また旧集落に残る古民家などが文化財に指定され、また日下貝塚や山畑古墳群・長栄寺境内・楠木正行墓・松尾芭蕉句碑などが史跡に指定されている。これら文化財のほかにも、大小の古墳が山麓に、地蔵石仏や石碑などがおもに旧集落を中心に残っている。 ・山麓にある東高野街道は古道のひとつで、京都と高野山を結ぶ道として発展してきた。また、暗越(くらがりごえ)奈良街道は江戸時代に伊勢参りの道として栄え、松原は街道唯一の宿場としてにぎわっていた。他にも河内街道や八尾街道などがあり、これら街道沿いには道標が残っている。「石切さん」と呼ばれ親しまれている石切劔箭(いしきりつるぎ)神社や河内国一ノ宮・枚岡神社をはじめ、市内には多くの神社があり、境内林など貴重な自然を残している。また、中世に栄えた興法寺や往生院などの寺院がある。

第5章 環境影響評価の項目の選定

5-1 環境影響要因の抽出

本事業における事業計画、工事計画の内容等を考慮して、抽出した環境影響要因は表5-1に示すとおりである。

表5-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分		環境影響要因の内容
施設 の 供 用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う破砕機等からの粉じんの発生がある。 ・施設の稼働に伴う破砕機及び空調設備等からの騒音、振動及び低周波音の発生がある。 ・施設からの悪臭の発生がある。 ・施設の稼働に伴う選別残渣の廃棄物の発生がある。 ・施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生がある。
	車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・事業関連車両の走行に伴う大気汚染物質の発生がある。 ・事業関連車両の走行に伴う騒音及び振動の発生がある。 ・事業関連車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響がある。 ・事業関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生がある。
工 事 の 実 施	施設の建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械等の稼働に伴う大気汚染物質の発生がある。 ・建設機械等の稼働に伴う騒音及び振動の発生がある。 ・工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生がある。 ・建設機械等の稼働に伴う温室効果ガスの発生がある。
	工事車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行に伴う大気汚染物質の発生がある。 ・工事関連車両の走行に伴う騒音及び振動の発生がある。 ・工事関連車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響がある。 ・工事関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生がある。

5-2 環境影響評価の項目の抽出

大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（令和元年7月5日改定大阪府告示第357号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物・発生土及び地球環境の8項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目との関係及び選定する理由又は選定しない理由は、表5-2(1)～(3)に示すとおりである。

表5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					選定理由	
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施			
大項目	小項目			施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
大気質	環境基準設定項目	浮遊粒子状物質	—	—	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の稼働に伴う破碎機等、建設工事からの粉じんの発生が考えられる。 ○事業関連車両の走行に伴う大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の発生が考えられる。 ○建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行に伴う大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の発生が考えられる。 ▲施設の稼働に伴うその他の大気質については、主な発生源はないと考えられる。 ▲事業関連車両の走行、建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行に伴うその他の大気汚染物質については、下記に示す理由により選定しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄、ベンゼンについては、車両等の燃料に含まれる物質ではあるが少量であり、全国的にそれぞれ環境基準は達成されている状況である。 ・一酸化窒素については、自動車の性能改善により排出量も少なく、全国的にそれぞれ環境基準は達成されている状況である。 ・光化学オキシダントについては二次生成物質であり、原因物質の一つである窒素酸化物を選定している。 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、車両等からの発生はほとんどないと考えられている。
		二酸化窒素	—	—	○	○	○	
	その他	粉じん	—	○	—	○	—	
水質、底質	生活環境項目		—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ▲施設からの排水はなく、雨水及び生活雑排水は公共下水道（汚水）に排水する。また、建設工事の実施に伴い発生する排水については、濁水処理等を行った後、公共下水道に放流する。よって、水質、底質に影響を与えるような行為はない。 	
	健康項目		—	—	—	—		
	特殊項目		—	—	—	—		
	その他		—	—	—	—		

表 5-2 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
地下水	生活環境項目	—	—	—	—	—	▲施設の供用及び建設工事の実施に伴い、地下水汚染の原因となる有害物質を排出する施設・行為はない。
	健康項目	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	
騒音	騒音	—	○	○	○	○	○施設の稼働に伴う破碎機及び空調設備等からの騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動	—	○	○	○	○	○事業関連車両の走行、建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行からの騒音・振動の発生が考えられる。
低周波音	低周波音	—	○	—	—	—	○施設の稼働に伴う破碎機及び空調設備等からの低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭	—	○	—	—	—	○施設からの悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下	—	—	—	—	—	▲施設の供用及び建設工事の実施に伴い、地下水の採取など地盤沈下に繋がる行為は実施しない。
土壤汚染	土壤汚染	—	—	—	○	—	○環境配慮事項の観点から、事業計画地の地歴について自主調査を行う。
日照障害	日照障害	—	—	—	—	—	▲周辺に同等の高さの建物があるため、日照に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
電波障害	電波障害	—	—	—	—	—	▲周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速	—	—	—	—	—	▲局地気象に影響を及ぼすような地形改変及び構造物の設置はない。
	気温	—	—	—	—	—	
地象	地形、地質、土質	—	—	—	—	—	▲地形、地質、土質に影響を及ぼすような土地改変は行わない。
水象	河川水象	—	—	—	—	—	▲河川、ため池、地下水、海域に影響を及ぼすような土地改変は行わない。
	湖沼水象	—	—	—	—	—	
	海域水象	—	—	—	—	—	
陸域生態系	陸生動物	—	—	—	—	—	▲事業計画地は裸地であり、自然植生の伐採、干潟の減少など動植物の生息・生育環境へ影響を及ぼすような行為は実施しない。
	陸生植物	—	—	—	—	—	
	淡水生物	—	—	—	—	—	
	陸域生態系	—	—	—	—	—	
海域生態系	海域生物	—	—	—	—	—	
	海域生態系	—	—	—	—	—	

表 5-2 (3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	—	—	○	—	○	○事業関連車両及び工事関連車両の走行に伴う人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観	—	—	—	—	—	▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観は存在しない。
	歴史的・文化的景観	—	—	—	—	—	▲事業計画地周辺には、考慮すべき歴史的・文化的景観は存在しない。
	都市景観	—	—	—	—	—	▲事業計画地周辺には、建設予定の建築物と同等の高さの建物があるため、都市景観に影響はない。
文化財	有形文化財等	—	—	—	—	—	▲事業計画地には、有形文化財、埋蔵文化財等は存在しない。
	埋蔵文化財	—	—	—	—	—	
廃棄物、発生土	一般廃棄物	—	○	—	—	—	○施設の稼働に伴う選別残渣の廃棄物の発生が考えられる。 ○工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物	—	○	—	○	—	
	発生土	—	—	—	○	—	
地球環境	温室効果ガス	—	○	○	○	○	○施設の稼働、事業関連車両の走行、建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。
	オゾン層破壊物質	—	—	—	—	—	

第6章 調査・予測及び評価の手法

6-1 現況調査

環境影響評価における現況調査の手法は表6-1(1)～(3)に示すとおりである。

表6-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
大気質					
既存 資料 調査	大気汚染物 質の濃度の 状況	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) 	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定局のデータ収集を行う。
	気象の状況		最新年度		
現地 調査	粉じん	<ul style="list-style-type: none"> ・石切工場における敷地境界1地点(出入口付近：図6-1参照) ・事業計画地敷地境界4地点(図6-1参照) 	平日・日曜の2日間 各昼間1回	ハイポリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん測定	事業計画地近傍における粉じん濃度の現況把握をするための調査を行う。 時期は、周辺の事業場及び本施設の稼働状況による影響が大きいと想定される昼間とする。
騒音					
既存 資料 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等 	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) ・「都市計画図」(東大阪市) 	道路交通騒音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地 調査	騒音レベル (L_{Aeq} , L_{A5})	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地敷地境界4地点 ・周辺の住宅1地点(図6-1参照) 	平日・日曜各1日の2日間 (24時間連続)	<p>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第1号)に基づく測定方法に準拠し、JIS Z 8731により測定する。</p>	事業関連車両及び工事用車両の主要な走行ルート of 現況の道路交通騒音の把握と道路交通騒音の予測のための基本データ収集のため、事業関連車両の影響が大きいと考えられる道路沿道4地点を選定し、調査を行う。 調査は平日及び日曜とする。
	道路交通騒音レベル (L_{Aeq})	道路沿道4地点 (図6-2参照)			
	交通量		平日・日曜各1日の2日間 (24時間連続、1時間毎集計)		

表 6-1 (2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
振動					
既存資料調査	・振動の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等	事業計画地周辺	最新の年度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) ・「都市計画図」(東大阪市)等	道路交通振動の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	振動レベル(L ₁₀)	・事業計画地敷地境界4地点 ・周辺の住宅1地点(図6-1参照)	平日・日曜各1日の2日間(24時間連続)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に基づく測定方法に準拠し、JIS Z 8735により測定する。	事業関連車両及び工事用車両の主要な走行ルート of 現況の道路交通振動の把握と道路交通振動の予測のための基本データとするため、事業関連車両の影響が大きいと考えられる道路沿道4地点を選定し、調査を行う。
	道路交通振動レベル(L ₁₀)	道路沿道4地点(図6-2参照)			
低周波音					
現地調査	低周波音圧レベル	・事業計画地敷地境界4地点 ・周辺の住宅1地点(図6-1参照)	平日・日曜各1日の2日間(24時間連続)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁)に準拠し、測定する。	事業計画地における低周波音圧レベルの現況の把握するため、調査を行う。調査は平日及び日曜とする。
悪臭					
現地調査	特定悪臭物質(22物質)	・石切工場における敷地境界1地点(出入口付近:図6-1参照) ・事業計画地敷地境界4地点(図6-1参照)	夏季 平日・日曜各1日の2日間	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環告第9号)に基づく測定方法に準拠し、測定する。	事業計画地敷地境界において、悪臭の状況を把握するために測定を行う。時期は悪臭が感じられやすい夏季の平日とする。
	臭気指数			「臭気指数の算定の方法」(平成7年環告第63号)に基づく測定方法に準拠し、測定する。	
人と自然との触れ合い活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地及び運搬経路周辺	最新の年度	東大阪市ホームページ等	事業計画地周辺の人と自然との触れ合い活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地及び運搬経路周辺(図6-2参照)	平日・日曜各1日の2日間 1時期(春季又は秋季)	現地踏査を行い、活動の場の状況を調査する。	活動の場の利用状況を把握するため、利用者が多いと考えられる春季または秋季に行う。

表 6-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
廃棄物、発生土					
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府) ・建設副産物実態調査(国土交通省) 	事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料の収集を行う。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「ひがしおおさかの環境」(東大阪市) 	事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料の収集を行う。

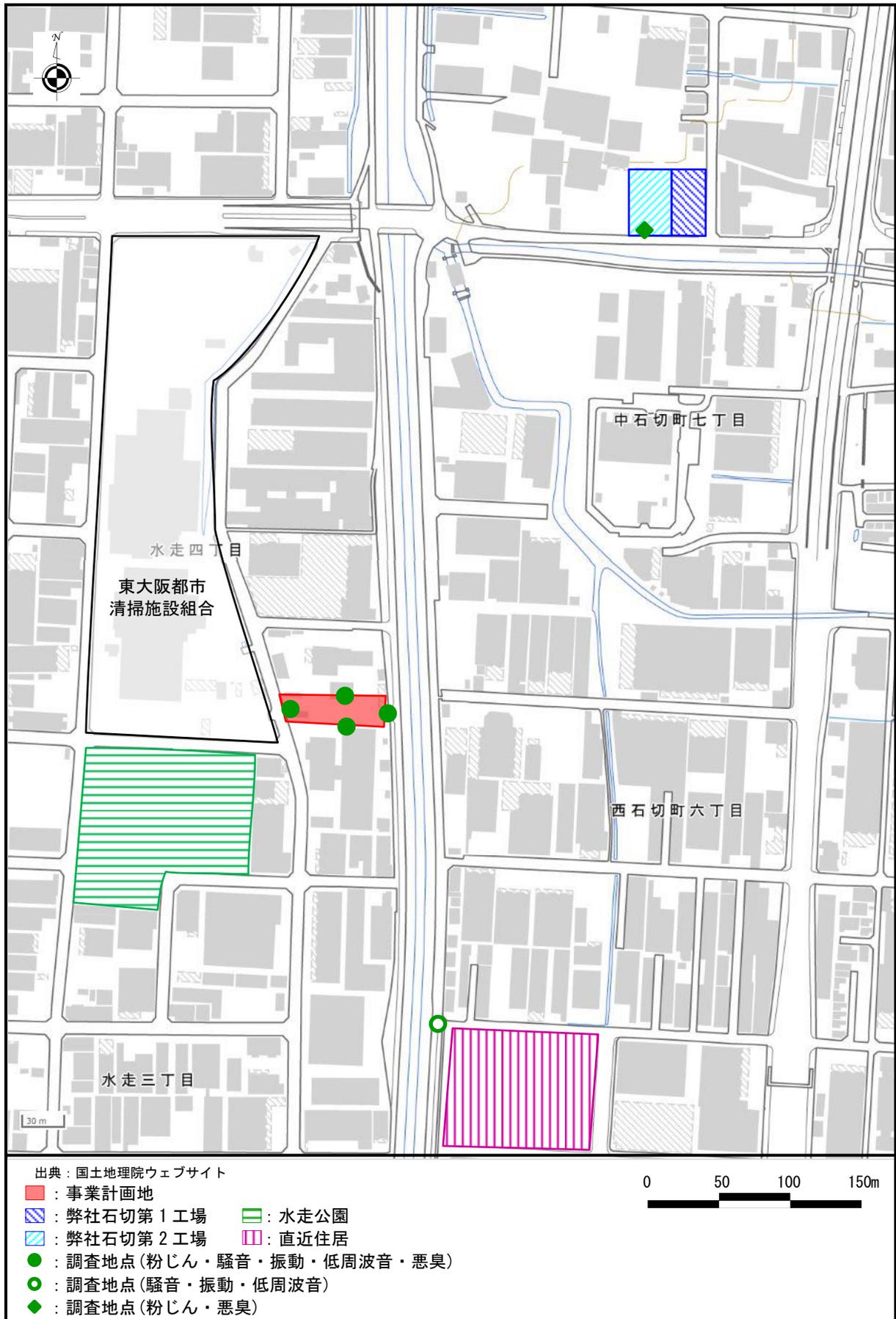
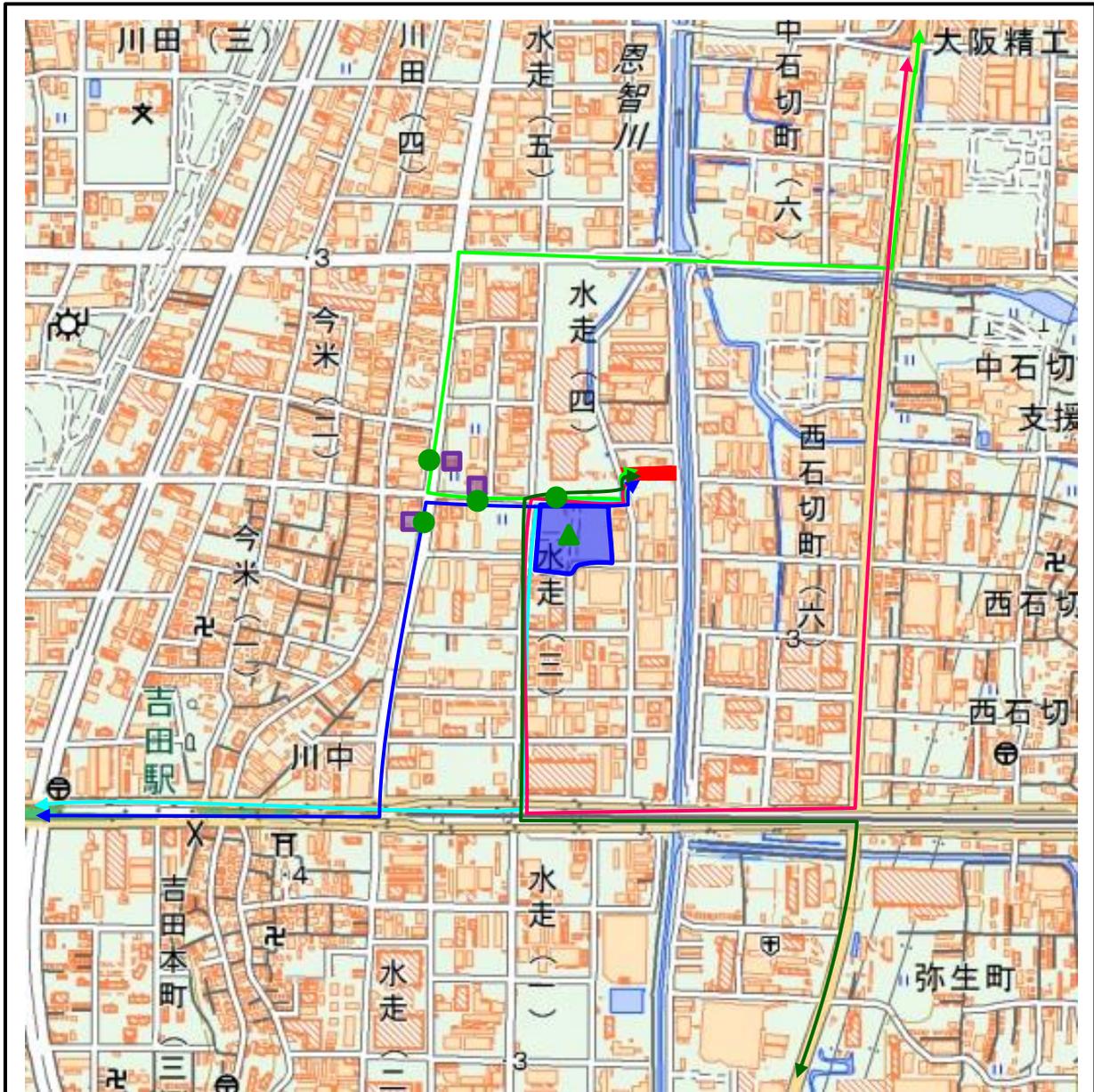


図6-1 敷地境界における粉じん・騒音・振動・低周波音・悪臭の調査位置



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



- : 調査地点 (道路交通騒音・振動・交通量)
- ▲ : 調査地点 (人と自然との触れ合い活動の場)
- : 事業計画地
- : 水走公園
- : 近隣住居
- : ルート A (大阪・吹田・堺方面)
- : ルート B (大阪・吹田・堺方面)
- : ルート C (寝屋川方面)
- : ルート D (寝屋川方面)
- : ルート E (八尾方面)

0 100 200 300m



図 6-2 道路交通騒音・振動・交通量・人と自然との触れ合い活動の場の調査位置

6-2 影響予測

環境影響評価における予測の手法は、表6-2及び表6-3に示すとおりである。

表6-2(1) 予測の手法(施設の供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
施設の稼働に伴う粉じん	粉じんの程度	石切工場での調査結果及び事業計画の内容から定性的な予測	石切工場での調査結果、環境保全措置及び粉じんの現況調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	事業関連車両の走行に伴う寄与濃度(年平均値)及び環境濃度	「道路環境影響評価の技術手法(2007改訂版)」「(財)道路環境研究所、2007年)に基づく予測式による数値計算	運搬車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道4地点(図6-4参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期
騒音						
施設の稼働に伴う事業場騒音	騒音レベル(L_{A5})及び等価騒音レベル(L_{Aeq})	騒音の伝搬理論式による計算	施設騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界及び周辺の住宅1地点(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	
事業関連車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2018)による計算	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道4地点(図6-4参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期	
振動						
施設の稼働に伴う事業場振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論式による計算	施設振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界及び周辺の住宅1地点(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	
事業関連車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道4地点(図6-4参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期	
低周波音						
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音の程度	伝搬理論式による計算	工場低周波音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界及び周辺の住宅1地点(図6-3参照)	施設の稼働が最大となる時期	

表 6-2 (2) 予測の手法(施設の供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法 選定理由	予測地域	予測時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	石切工場での調査結果及び事業計画の内容から定性的予測	石切工場での調査結果、環境保全措置及び現況調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地敷地境界 (図 6-3 参照)	施設の稼働が最大となる時期
人と自然との触れ合い活動の場					
事業関連車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	利用環境への影響を把握しやすい手法を採用する。	公園出入口 2 箇所(図 6-4 参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	施設の稼働が最大となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例を参考に原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	施設の稼働が最大となる時期
事業関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業関連車両通行経路沿道 4 地点(図 6-4 参照)	事業関連車両の影響が最大となる時期

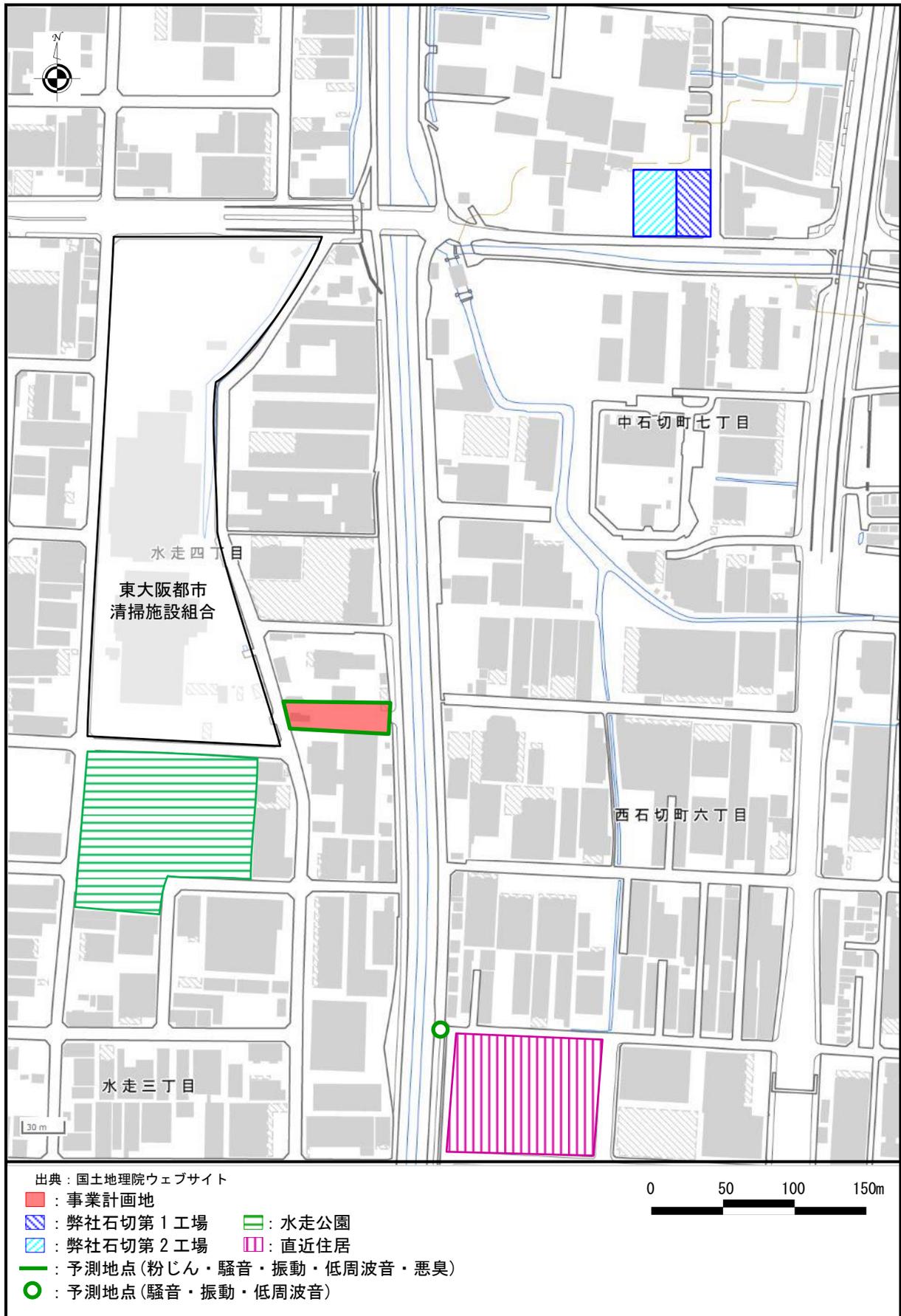
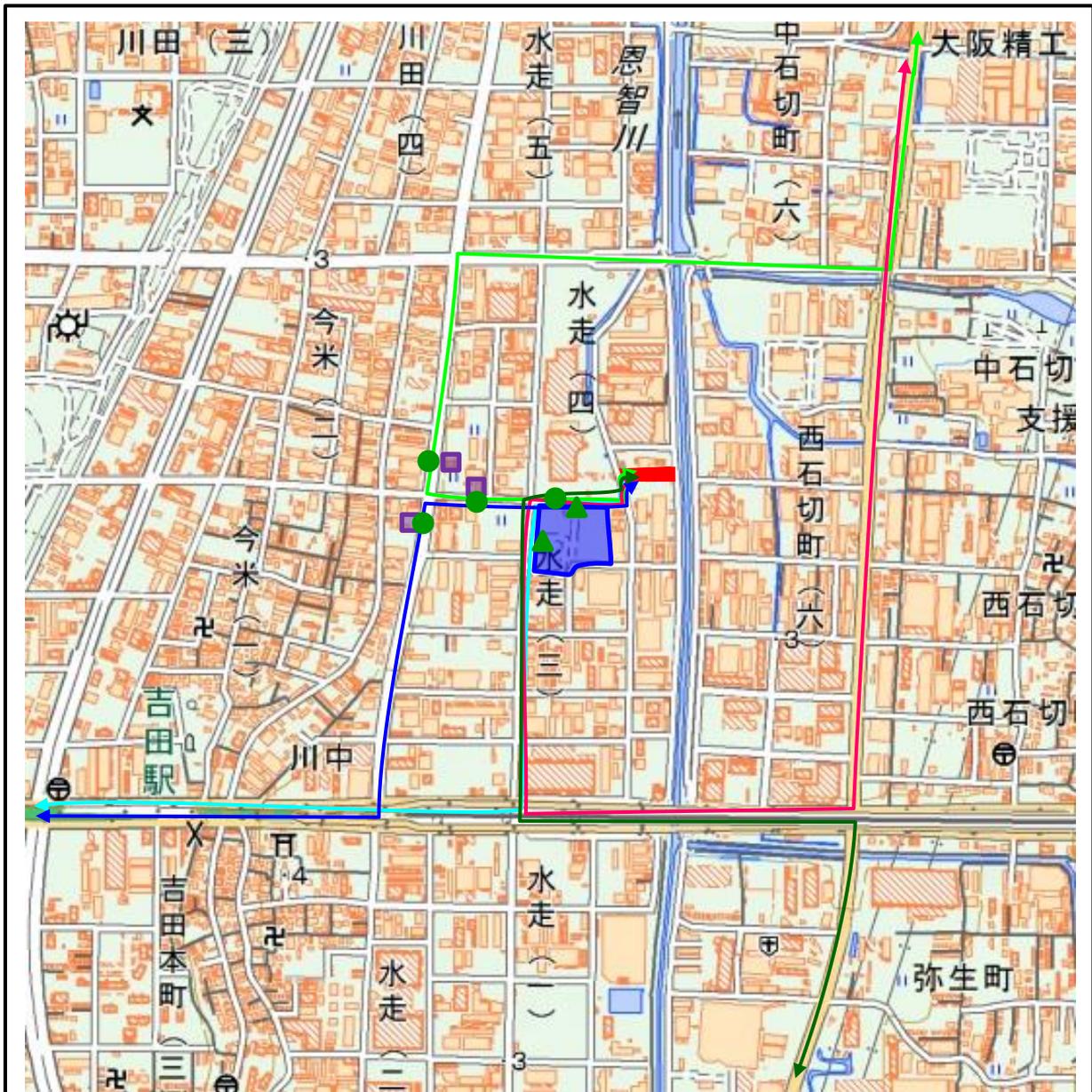


図6-3 敷地境界における粉じん・騒音・振動・低周波音・悪臭の予測位置(施設の供用時)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



- : 予測地点(道路交通騒音・振動・車両排出ガス)
- ▲ : 予測地点(人と自然との触れ合い活動の場)
- : 事業計画地
- : 水走公園
- : 近隣住居
- : ルート A(大阪・吹田・堺方面)
- : ルート B(大阪・吹田・堺方面)
- : ルート C(寝屋川方面)
- : ルート D(寝屋川方面)
- : ルート E(八尾方面)

0 100 200 300m

図 6-4 道路交通騒音・振動・車両排出ガス・人と自然との触れ合い活動の場の予測位置
(施設の供用時)

表 6-3 (1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法 選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
建設機械排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事の実施に伴う寄与濃度(年平均値)	「窒素酸化物総量規制マニュアル」(環境庁)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺の住宅1地点(図6-5参照)	工事期間中で大気汚染物質の排出量が最大となる時期
工事関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事関連車両の走行に伴う寄与濃度(年平均値)及び環境濃度	「道路環境影響評価の技術手法(2007改訂版)」((財)道路環境研究所、2007年)に基づく予測式による数値計算	工事関連車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道1地点(図6-6参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期
騒音						
建設機械の稼働に伴う事業場騒音	騒音レベル(L_{A5})	騒音の伝搬理論式による計算	建設機械騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	事業計画地敷地境界(図6-5参照)	工事による影響が最大となる時期	
工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2018)による計算	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道1地点(図6-6参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期	
振動						
建設機械の稼働に伴う事業場振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論式による計算	建設機械振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	事業計画地敷地境界(図6-5参照)	工事による影響が最大となる時期	
工事関連車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道1地点(図6-6参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期	

表 6-3 (2) 予測の手法(工事の実施時)

人と自然との触れ合い活動の場					
工事関連車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	利用環境への影響を把握しやすい手法を採用する。	公園出入口 2 箇所(図 6-6 参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期
廃棄物・発生土					
工事の実施に伴い発生する廃棄物	廃棄物及び発生土の種類、発生量等	工事に実施に伴って発生する建設副産物、残土の発生量等の、工事内容等に基づく計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
地球環境					
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例を参考に、原単位等による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
工事関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	工事関連車両通行経路沿道 4 地点(図 6-6 参照)	工事関連車両の影響が最大となる時期

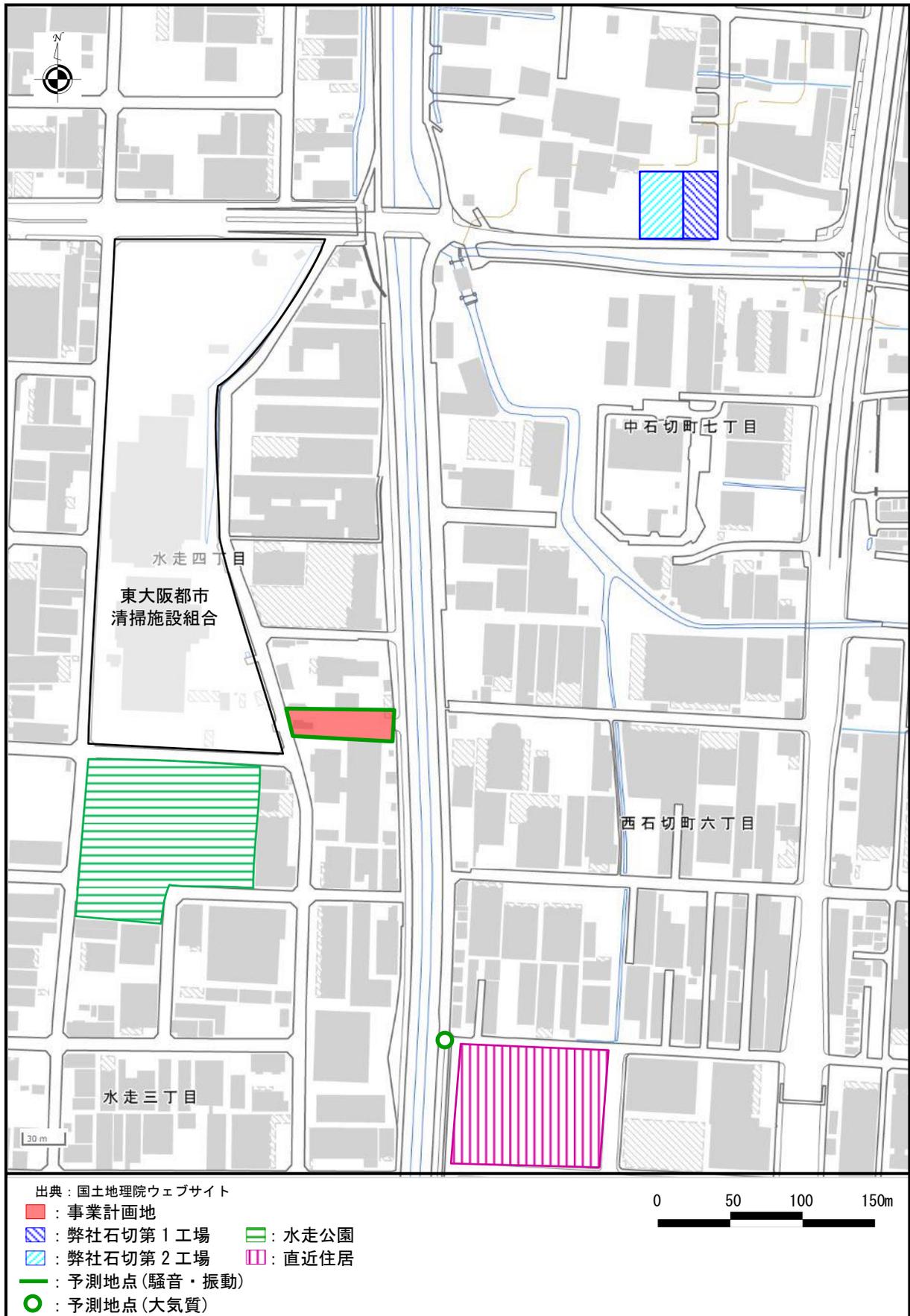
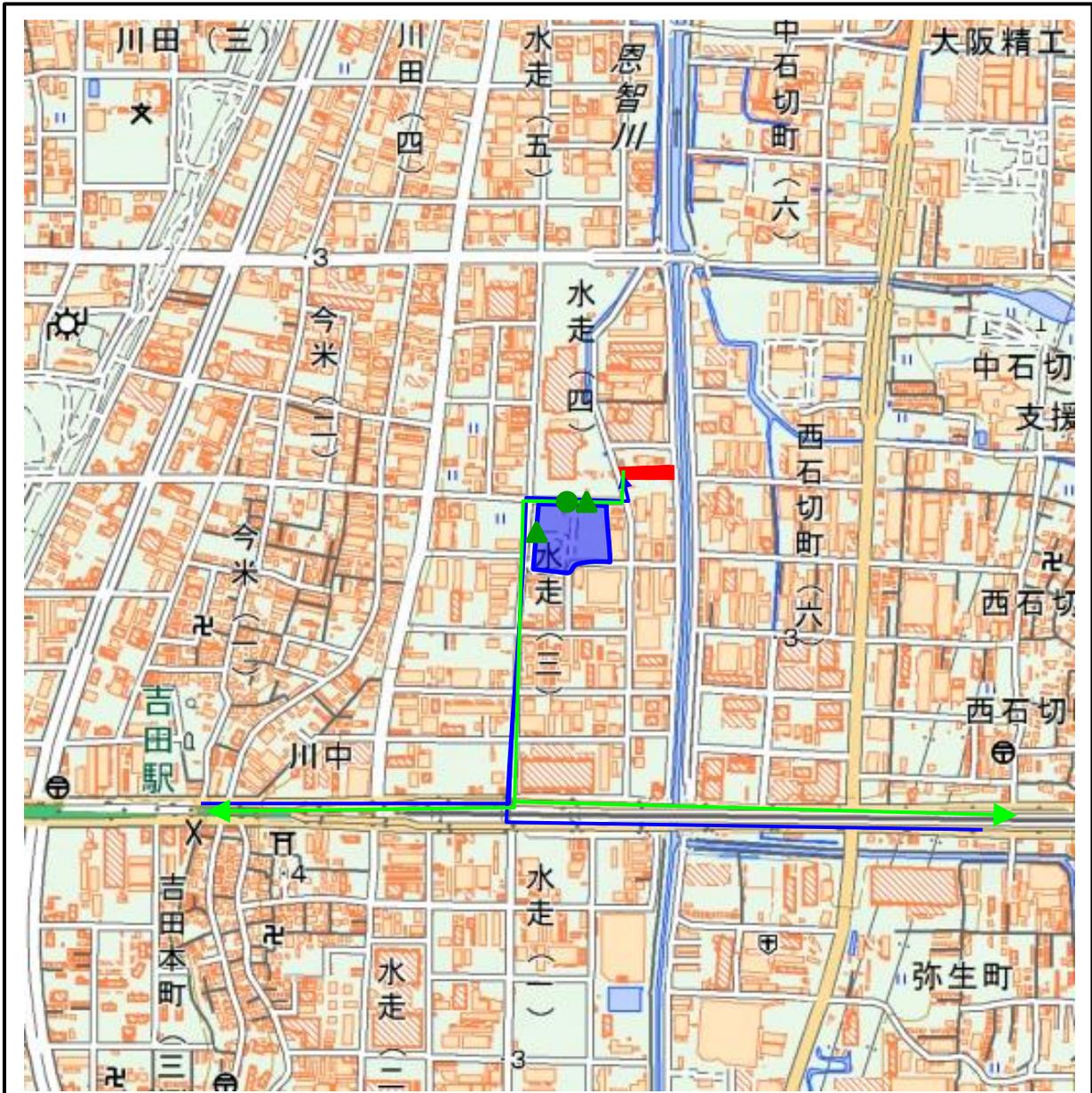


図6-5 敷地境界における大気質・騒音・振動の予測位置(工事の実施時)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



0 100 200 300m



- : 予測地点(道路交通騒音・振動・車両排出ガス)
- ▲ : 予測地点(人と自然との触れ合い活動の場)
- : 事業計画地
- : 水走公園
- : 工事用車両の計画ルート(往路)
- : 工事用車両の計画ルート(復路)

図 6-6 道路交通騒音・振動・車両排出ガス・人と自然との触れ合い活動の場の予測位置
(工事の実施時)

6-3 評価

環境影響評価における評価の手法は、表6-4に示すとおりである。

表6-4 評価の手法

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準、環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準、環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合すること。
人と自然との触れ合い活動の場	①人と自然との触れ合い活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合すること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府新環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる許認可等は以下のとおりである。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第8条第1項)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第6条第1項)
(振動規制法第6条第1項)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第6条第1項)
- ・ 工事計画届出(電気事業法第48条第1項)
- ・ 労働安全衛生法